

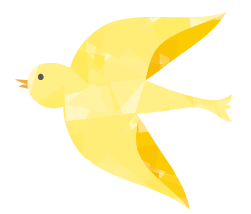
第2次苧田町地域福祉計画  
第4次苧田町地域福祉活動計画

# 誰もが心豊かに 安心して暮らせるまちづくり

平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度）



苧 田 町



平成31年3月  
苧 田 町  
苧田町社会福祉協議会



## はじめに

地域福祉とは、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で暮らす人々や福祉関係者が協力し合って、地域社会に生じてくる課題へ取り組むことです。

菟田町では、平成26年3月に『菟田町地域福祉計画・第3次菟田町地域福祉活動計画』を策定、「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、「一人ひとりの生活を支える体制づくり」「地域を支える人づくり」「安心して暮らせる地域づくり」を基本目標に掲げ、施策を推進してまいりました。

今回の第2次菟田町地域福祉計画策定にあたり、この基本理念及び基本目標を引き継ぎ、諸施策を推進していくことを基本とし、生活困窮者自立支援法の施行、子どもの貧困対策の気運の高まり、自殺対策や犯罪被害者支援など新たに生じた多くの課題へも取り組んでいくこととしています。

また、今回の計画づくりにおいては、住民ワークショップを実施し、小学校区ごとに地域に暮らす皆様に話し合っていました。その成果として、地域の皆様による手作りの地区福祉計画が形となり、掲載させていただくことができています。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました菟田町地域福祉推進委員をはじめ、関係者並びに関係機関の皆様、住民ワークショップ等へ参加くださった皆様、さらには、アンケートやヒアリングにご協力いただきました多くの町民の皆様に対して、心から感謝を申し上げます。

平成31年3月

菟田町長 遠田孝一





## 『地域のつながりを強固なものにするために』

この度、新たに本町の地域福祉推進の具体策をまとめた『第2次苧田町地域福祉計画』『第4次苧田町地域福祉活動計画』が策定されました。前回（平成26年～平成30年）の計画と同様、行政・社協が協力して一体的な計画としています。一体的にすることは地域福祉における理念や目標を同一にしつつ、両者の役割が明確となり、取組みの展開に効果的なものとなります。また国がすすめる『包括ケアシステム』という課題においても、意義のある事だと考えます。

今回の計画の特筆すべきことは、小学校区単位に作られた『地区福祉計画』にあります。この計画は、住民自身が自分たちの住む小学校区の課題を出し合い、自分たちが出来る必要な取組みをまとめた計画です。この計画に基づいて、地区で取り組むべき目標を地域住民で共有し、目標に向けベクトルを合わせやすくなったと言えます。また、計画を推進するプロセスの中で地区の皆がつながりあい、連帯感を高められるなど住民同士の絆が深まることが期待されます。本会としては、行政や他機関と協力し、積極的に活動支援をしてまいります。

さらに今回の計画に一貫してある課題は『地域のつながりの再生』です。今地域では、ひとり暮らし世帯の増加、要支援・要介護認定者の増加、高齢者等の孤立死、8050問題、子育て家庭の孤立、ダブルケア、ひきこもり、虐待、生活困窮、ゴミ屋敷など、さまざまな生活上の課題を抱える人が増えており、その課題が深刻さを増し、解決が困難なものとなることが懸念されています。少子高齢化の進展のみならず、人口減少社会に転じた今、これまで以上に地域のつながりを強固なものにしていく事が必要となります。生活上の課題を解決していく事は、一朝一夕で出来るものではありませんが、本計画書が1つの指針となり、多くの町民の皆様の積極的な参加を得て、本計画の理念である『誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり』へと、その歩みが進められることを切に願います。

結びになりますが、本計画の策定にあたり貴重なご意見を頂きました、地域福祉推進委員及び地域福祉活動計画策定委員の皆様、住民ワークショップや地区福祉計画づくりに参加して頂きました皆様に心からお礼申し上げます。

平成31年3月

苧田町社会福祉協議会  
会長 林 浩二



## 目 次

第1章 計画の概要 .....	1
1 背景と目的 .....	1
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画（地区福祉計画）策定方針 .....	1
3 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の位置づけ .....	2
4 計画の期間 .....	4
5 計画策定の手法 .....	5
第2章 苅田町の地域福祉を取り巻く状況 .....	8
第3章 地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画の総評 .....	22
第4章 基本的な考え方 .....	25
1 計画の基本理念 .....	25
2 計画の基本目標 .....	26
3 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系 .....	28
第5章 具体的な取組み .....	29
基本目標1 一人ひとりの生活を支える体制づくり .....	29
基本方針1 困りごとを見逃さない体制づくり .....	29
基本方針2 生活支援の充実 .....	32
基本方針3 権利擁護体制の充実 .....	35
基本目標2 地域を支える人づくり .....	37
基本方針1 地域人材の発掘・育成 .....	37
基本方針2 支えあい・思いやりの意識づくり .....	39
基本方針3 地域団体活動の促進 .....	41
基本目標3 安心して暮らせる地域づくり .....	43
基本方針1 防犯・防災体制の充実 .....	43
基本方針2 地域交流の場づくり .....	46
基本方針3 みんなが安心して暮らせるネットワークづくり .....	48
基本方針4 みんなにやさしいまちづくり .....	50
第6章 地域福祉活動計画（地区福祉計画）の展開 .....	52
1 苅田小学校区 .....	53
2 馬場小学校区 .....	58



3 南原小学校区.....	60
4 与原小学校区.....	65
5 片島小学校区.....	69
6 白川小学校区.....	73
第7章 計画の推進方法.....	77
1 計画の普及啓発.....	77
2 町と社会福祉協議会との連携.....	77
3 計画の実践と進行管理.....	77
資料編.....	78
1 用語一覧.....	78
2 地域福祉推進委員会名簿.....	84
3 計画策定の経過状況.....	85

## 第1章 計画の概要

### 1 背景と目的

日本の総人口は、平成 17 年度をピークに以後「人口減少社会」に移行しました。一方、平成 27 年度国勢調査の状況を見ると、全国の高齢化率は 26.3% となっています。また、平成 24 年度よりいわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎え、今後さらに高齢化率は上昇していくことが予想されています。

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤や暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することが求められています。

対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

その上、東日本大震災以降、地震や風水害などが相次ぐ状況からも災害時における要支援者への対応が、以前よりも増して大きな課題となっています。地域に暮らす人々が速やかに避難するためには、地域の日ごろからの支えあいの力、助けあいの力が不可欠です。

こうした背景の下、住民が安全で安心して暮らすためには、公的な生活支援とともに、地域に暮らす住民一人ひとりが地域に目を向け、主体的に関わり、協働し、支えあう仕組みづくりが重要となっています。

苅田町では、本計画を通じて地域全体での問題意識や生活課題を共有し、解決に向けてみんなで協力しあっていく仕組みをつくることにより、地域に住む人々のつながりを強くし、地域コミュニティの活性化へ結び付けていくことを目指します。

### 2 地域福祉計画・地域福祉活動計画（地区福祉計画）策定方針

#### （1）地域福祉計画とは

苅田町では、「第 4 次総合基本計画」（平成 23 年度～平成 32 年度）において、目指すべき将来都市像を『ともに創る“活力”“やさしさ”“希望”あふれるまち苅田～産業と環境と文化と暮らしが調和する持続可能社会～』と定め、このまちに暮らし、集い、活動する人々が「住みたい」「住み続けたい」「働きたい」「訪れたい」と思う魅力的なまちを創造していくことを目指しています。この地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された地域福祉の推進に関する事項を基本として策定するもので、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策を定めるものです。

つまり、障がいの有無や年齢に関わらず、住民一人ひとりが人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で安心して生活していくための必要な生活支援ができる仕組みの充実と、自助（自分自身で課題を解決すること）、共助（地域の人たちが互いに支えあって課題を解決すること）、公助（行政が主体となって課題を解決するこ

と)の役割を明確にして、地域福祉の共通の理念を示す総合的な計画とします。

社会福祉法(抄)(昭和26年法律第45号)

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

## (2) 地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会を中核として、地域住民や当事者団体、自治会、小地域福祉活動推進組織、地域内のボランティア、NPOや福祉サービス事業者など、地域福祉推進に関わる幅広い関係者が協力して、住民・民間の立場から地域の福祉課題を解決するための活動及び行動方針を示した計画です。

さらなる福祉の向上のため、「第3次地域福祉活動計画」より「地域福祉計画」と一体的に策定しています。

また、地域の福祉課題の解決のため「助け合い・支えあいの地域づくり」を計画的に推進していくことを目的に「地区福祉計画」を作成しました。

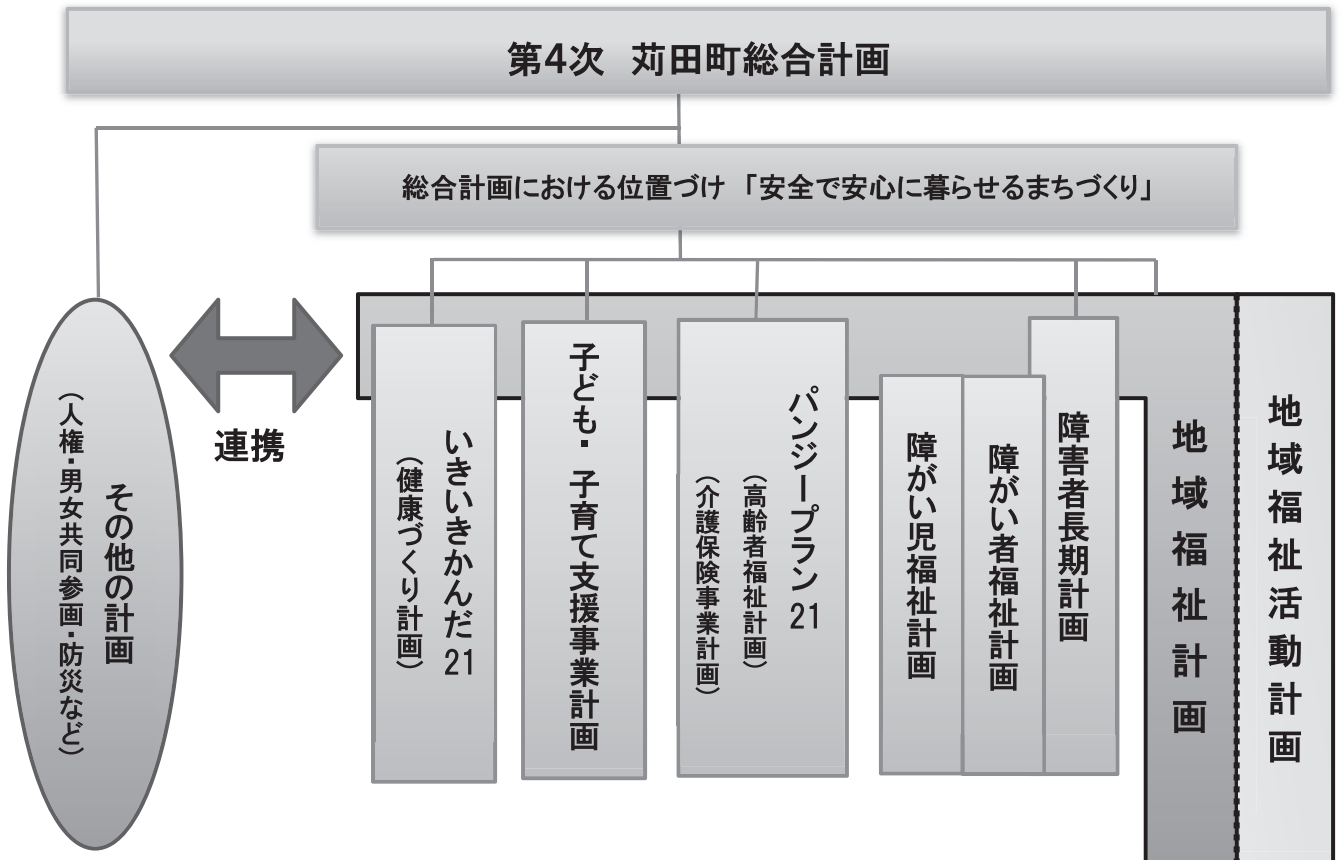
「地区福祉計画」は、小学校区ごとの「住民ワークショップ」を基本として、住民が主体的に地域の課題やその課題解決に向けた具体的な取り組みを話し合い、地域福祉に参画し、地域の生活課題の解決に向けた仕組みづくりをまとめた計画です。

## 3 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の位置づけ

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、高齢者、障がい者及び子どもなどの個別的な分野にとらわれない総合的な視点で地域の課題を捉え、その解決を図る計画です。

そのため、保健・福祉の分野別計画との整合性と人権・男女共同参画・防災など町のその他の計画との連携にも配慮しながら策定します。

## 地域福祉計画と地域福祉活動計画のイメージ図





4 計画の期間

両計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5ヵ年とします。

ただし、取り巻く情勢の急激な変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

〈他の計画との関係性〉

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
苅田町総合計画	第4次 後期					第5次 前期（予定）				
地域福祉計画	第1次			第2次 本計画期間						
地域福祉活動計画	第3次			第4次 本計画期間						
障害者長期計画	第2期	第3期				第4期（予定）				
障がい者福祉計画	第4期	第5期			第6期（予定）					
障がい児福祉計画	第1期	第2期			第3期（予定）					
バンジープラン21 （高齢者福祉計画） （介護保険事業計画）	第6期	第7期			第8期（予定）					
子ども・子育て支援事業計画	第1次				第2次（予定）					
いきいきかんだ21 （健康づくり計画）	第2期 前期				第2期 後期（予定）					

## 5 計画策定の手法

本計画の策定にあたっては、第1次計画に引き続き苅田町と社会福祉協議会が協力して策定することを前提とし、住民主体の計画づくりとなるよう心がけてきました。

### (1) 地域福祉推進委員会

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定を目指すため、地域福祉推進委員会が中心となって、計画を策定しました。委員会、各地域の代表者、福祉団体の代表者、一般公募委員、学識経験者などで組織され、計画策定に必要な意見や提案を提言していただきました。

### (2) 地域福祉計画実務者会議の設置

苅田町の福祉などを取り巻く課題や解決策の論点の整理、調査研究や、推進委員会の協議の内容を検討するため、庁内関係課長と職員及び社会福祉協議会の職員で組織しました。

### (3) 住民ワークショップの開催

地域住民が自ら考え、さまざまな意見をまとめ、地域の課題を明確にし、その解決策を探るため町内6小学校区でそれぞれ3日間にわたり住民ワークショップを開催しました。

#### 〈住民ワークショップの概要〉

小学校区	開催日(時間はいずれも9:00~12:00)	開催場所	延参加人数
苅田小校区	平成30年6月24日(日)	北公民館	79
馬場小校区	// 7月8日(日)	中央公民館	21
南原小校区	// 7月22日(日)	三原文化会館	53
与原小校区	平成30年7月1日(日)	小波瀬C.C.	82
	// 7月15日(日)		
	// 8月5日(日)		
片島小校区	平成30年7月1日(日)	片島C.C.	48
	// 7月15日(日)		
	// 8月4日(土)		
白川小校区	平成30年7月1日(日)	西部公民館	16
	// 7月15日(日)		
	// 8月5日(日)		

(4) 関係団体アンケート、ヒアリングの実施

地域の関係団体の活動状況や課題を把握するために、民生委員・児童委員をはじめ、地域団体やボランティア団体、福祉関係団体などにアンケート及びヒアリングを実施しました。

〈関係団体アンケート、ヒアリングの概要〉

日 程	平成30年5月7日（月）～ 平成30年6月15日（金）
アンケート先	民生委員・児童委員協議会、区長連合会 小地域福祉活動など 52 団体
ヒアリング先	老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会 育成会など 26 団体

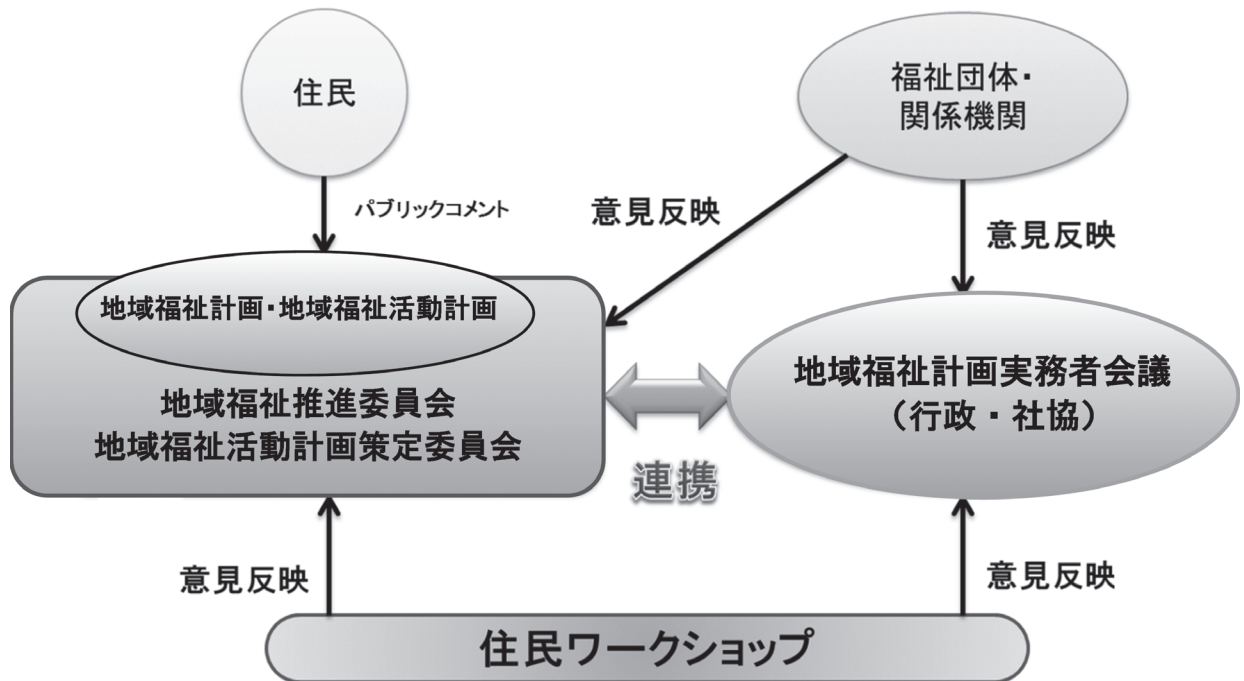
(5) パブリックコメントの実施

荻田町のホームページ、社会福祉協議会のホームページで、パブリックコメントを募集し、計画書の原案に対する意見聴取を行いました。

〈パブリックコメントの概要〉

日 程	平成31年2月1日（金）～ 平成31年2月18日（月）
-----	-----------------------------

策定のイメージ





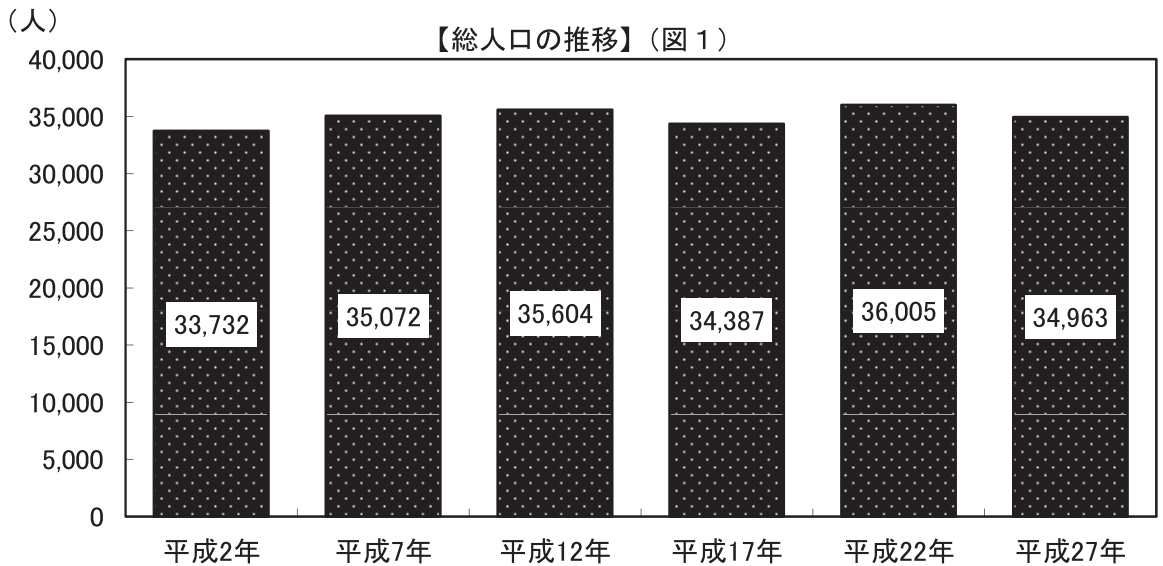
## 第2章 苅田町の地域福祉を取り巻く状況

### (1) 人口・世帯の状況

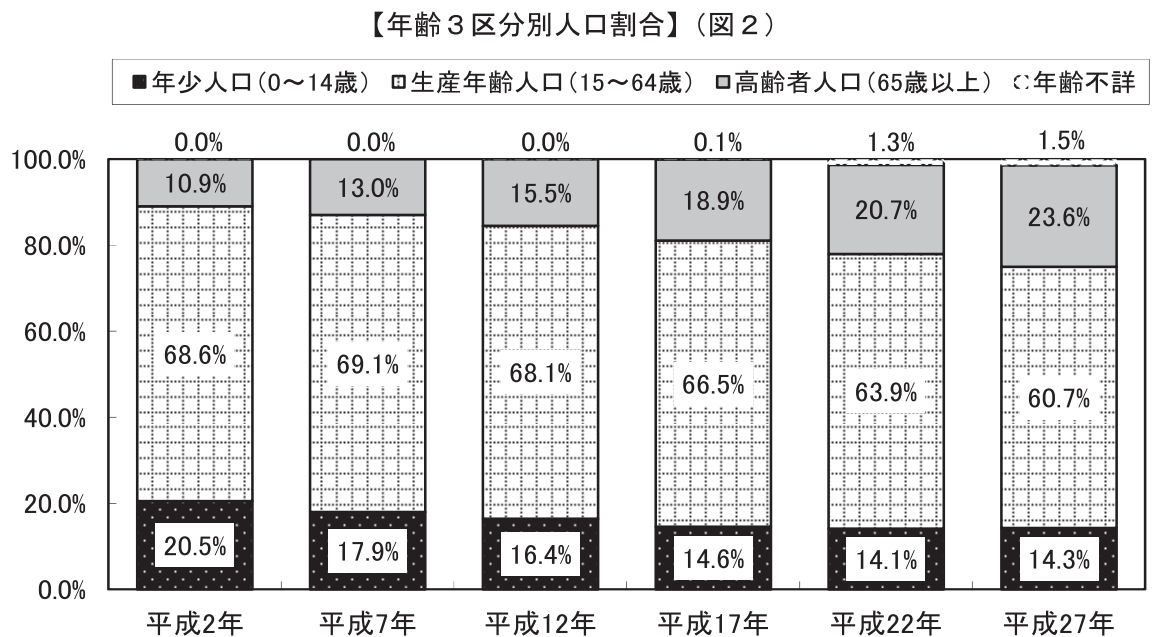
#### ① 総人口・年齢3区分別人口割合

苅田町の総人口は、平成2年から平成12年までは増加傾向で推移していましたが、平成17年以降からは増減を繰り返し、平成27年には34,963人となっています。平成2年からの25年間でみると、1,231人増えています。(図1)

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の割合は年々減少していますが、高齢者人口(65歳以上)の割合は増加しており、平成27年で23.6%と、約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。(図2)



資料：国勢調査



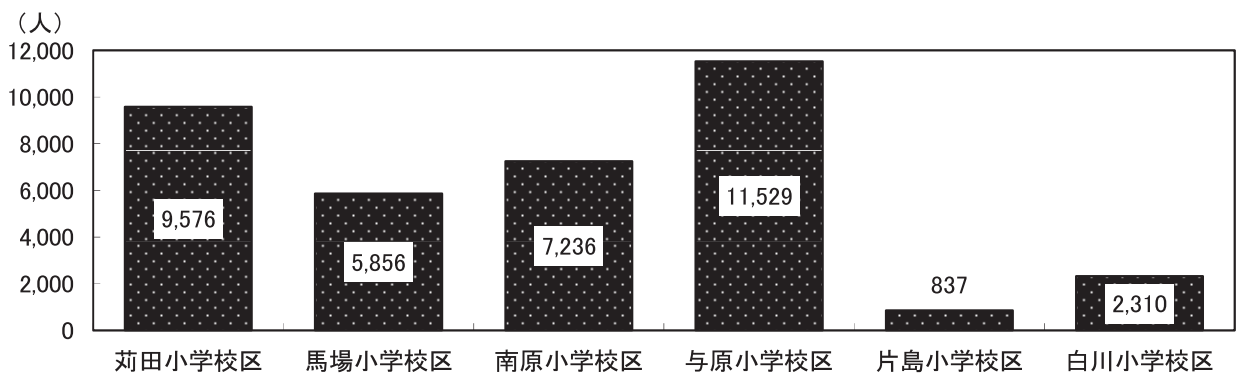
資料：国勢調査

② 校区別人口・校区別年齢3区分別人口割合

平成30年3月31日現在の校区別人口をみると、与原小学校区が11,529人と最も多く、片島小学校区で837人と最も少なくなっています。(図3)

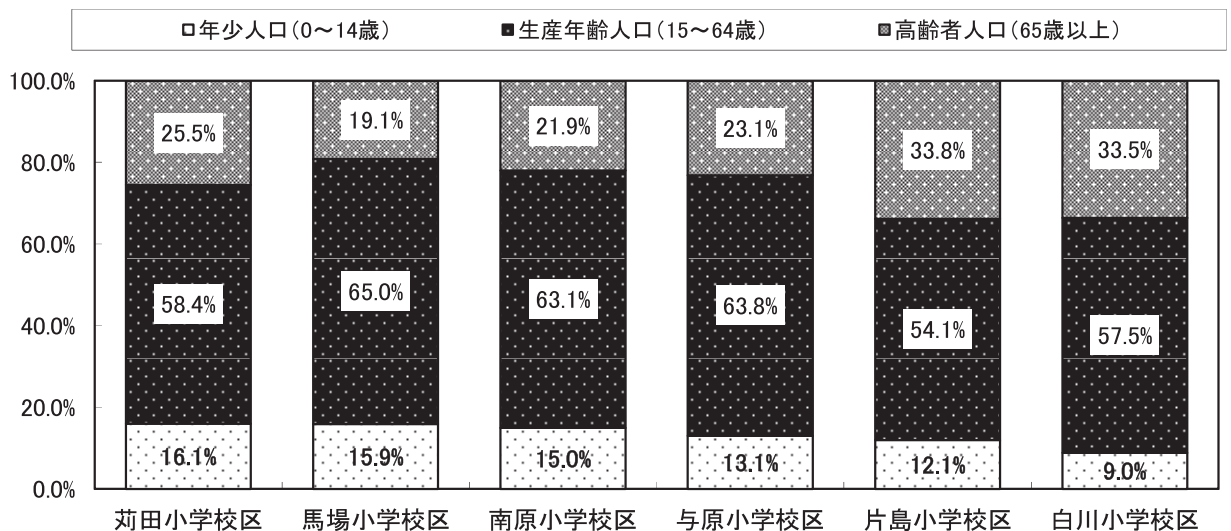
校区別年齢3区分別人口割合をみると、年少人口(0~14歳)の割合は菟田小学校区(16.1%)で最も高く、白川小学校区(9.0%)で最も低くなっています。全ての校区において高齢者人口(65歳以上)が年少人口を上回っており、特に片島小学校区(33.8%)や白川小学校区(33.5%)での高齢化が顕著です。(図4)

【校区別人口】(図3)



資料：菟田町（平成30年3月31日現在）

【校区別年齢3区分別人口割合】(図4)



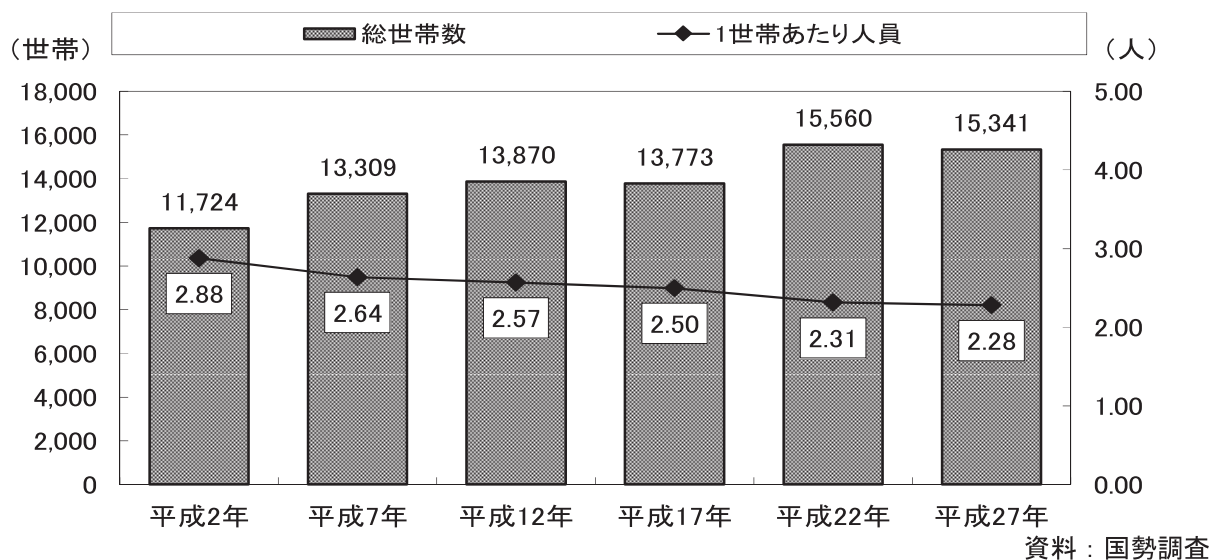
資料：菟田町（平成30年3月31日現在）

③ 総世帯数・1世帯あたり人員

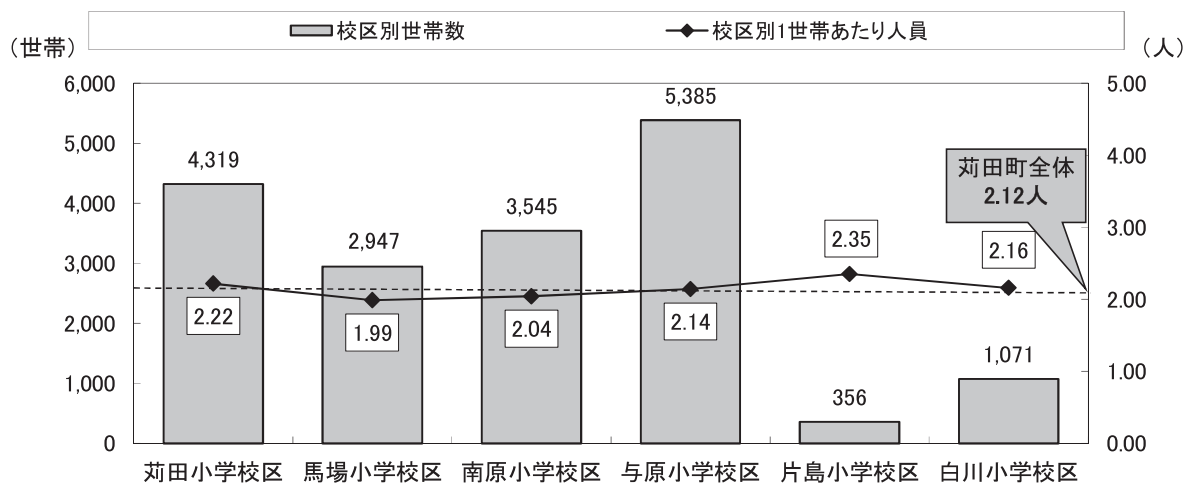
苅田町の総世帯数は、平成17年に一旦減少したものの、平成22年に増加しました。しかし、平成27年に再び減少しています。平成2年の11,724世帯から平成27年では15,341世帯と、25年間で3,617世帯増加しています。一方、世帯あたり人員は年々減少しており、平成27年では2.28人と世帯規模は縮小しています。(図5)

校区別の世帯あたり人員は、苅田町全体の世帯あたり人員(2.12人)に比べ、片島小学校区(2.35人)で多く、馬場小学校区(1.99人)で少なくなっています。(図6)

【総世帯数・1世帯あたり人員】(図5)

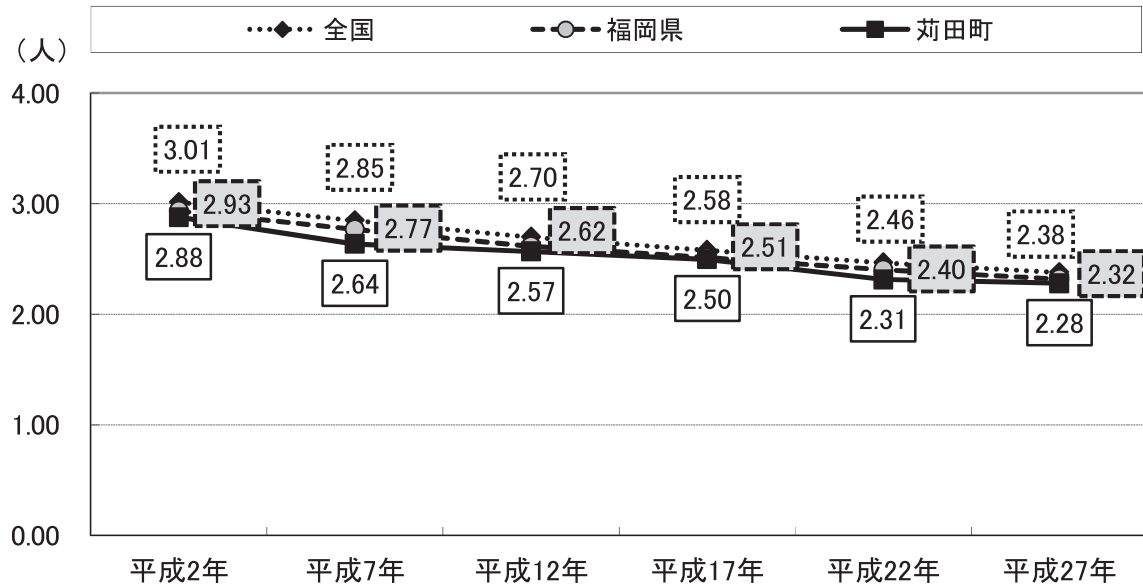


【校区別世帯数・校区別1世帯あたり人員】(図6)



また、1世帯あたり人員を全国・福岡県と比較するとほぼ同水準で推移しており、全国的な傾向と同様に、世帯規模は縮小を続けています。(図7)

【1世帯あたり人員（全国・福岡県との比較）】(図7)



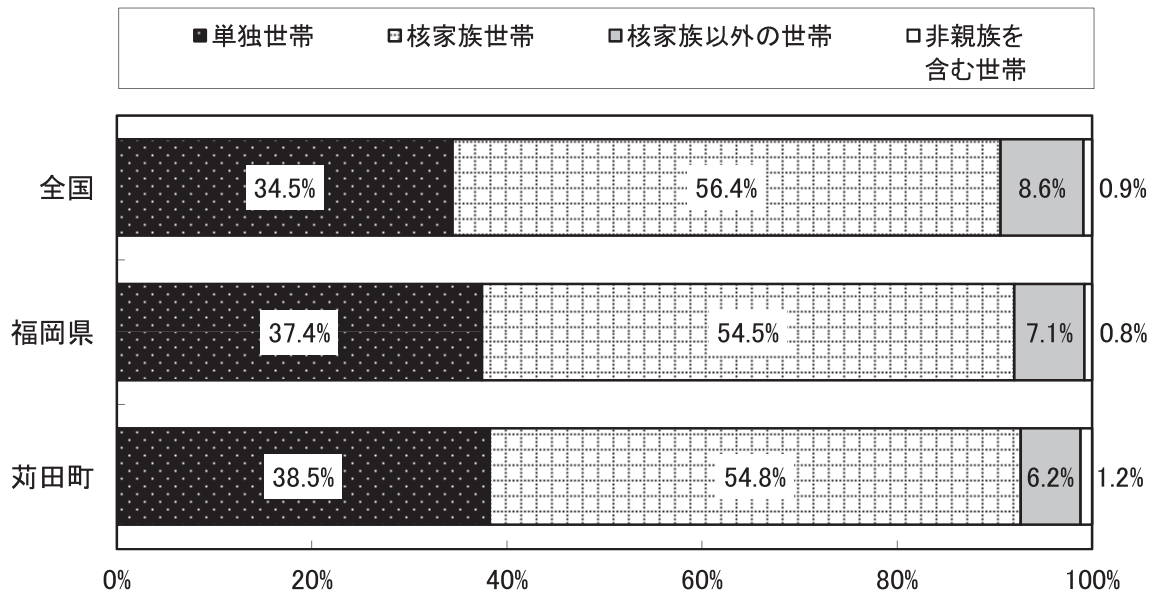
資料：国勢調査



④ 世帯構成

苅田町の世帯構成を全国・福岡県と比較すると、単独世帯が38.5%と全国・福岡県と比べて高くなっています。(図8)

【世帯構成（全国・福岡県との比較）】(図8)



資料：国勢調査（平成27年）

※非親族を含む世帯とは、二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。  
 ※核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、ひとり親世帯。

単位：世帯、%

	一般世帯数	単独世帯	親族のみの世帯				核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯					
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
全国	53,331,797	18,417,922	10,718,259	14,288,203	702,903	4,045,073	4,560,560	463,639
	100.0%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%
福岡県	2,196,617	820,806	420,249	567,372	26,619	182,910	156,857	17,556
	100.0%	37.4%	19.1%	25.8%	1.2%	8.3%	7.1%	0.8%
苅田町	15,320	5,901	2,942	4,213	176	1,062	947	187
	100.0%	38.5%	19.2%	27.5%	1.1%	6.9%	6.2%	1.2%

資料：国勢調査（平成27年）

※一般世帯とは、(1)住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、(2) (1)の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、(3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

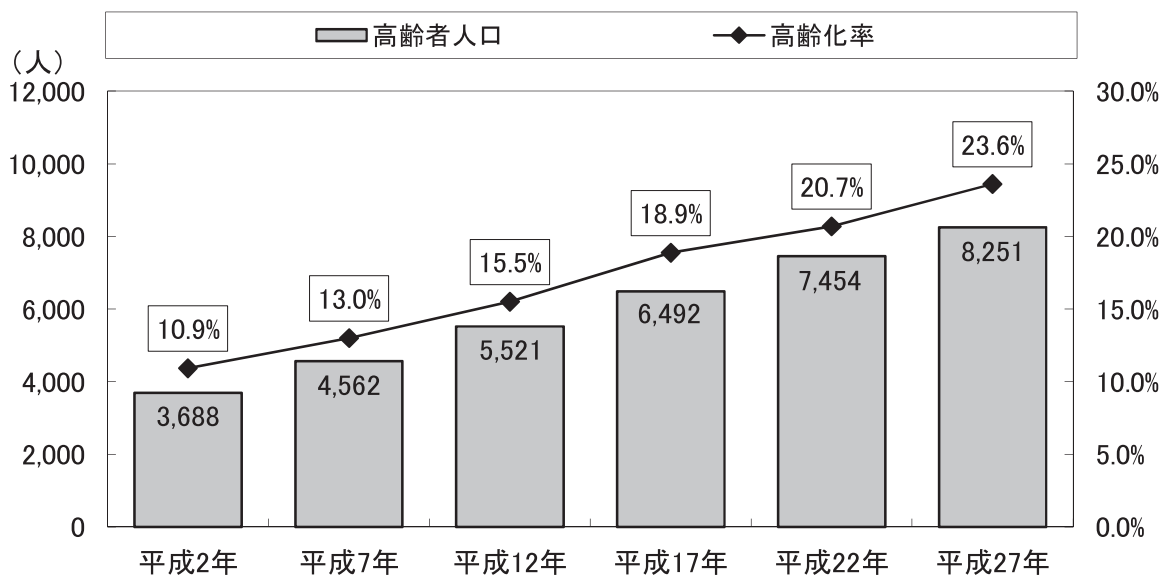
(2) 高齢者の状況

① 高齢者人口・高齢化率

65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成2年の3,688人から平成27年には8,251人と、25年間で4,563人増え、増加が顕著になっています。高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も平成2年の10.9%から平成27年には23.6%と、25年間で12.7ポイント増加しています。（図9）

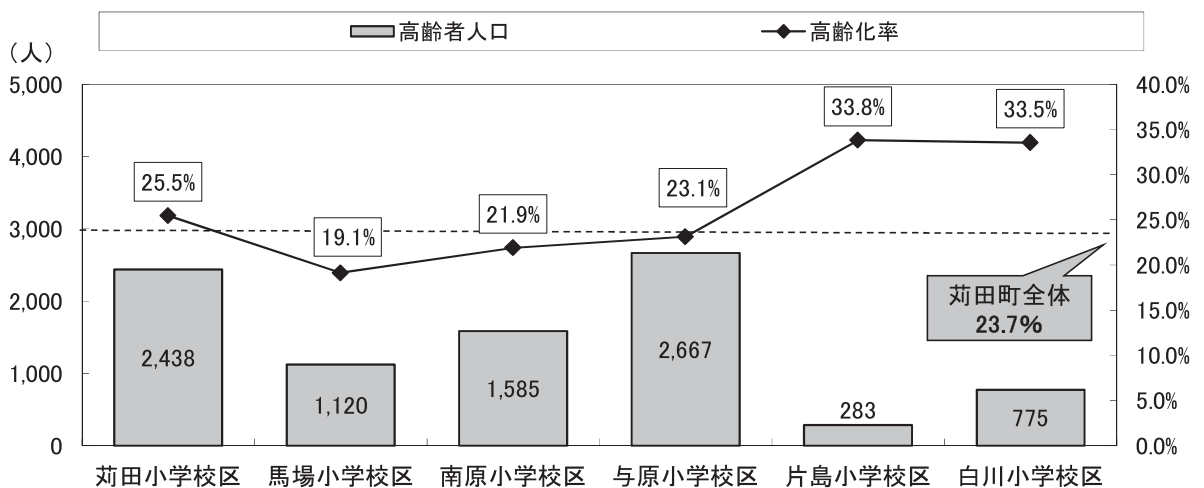
校区別高齢者人口をみると、概ね校区別人口規模に比例して高齢者人口も多くなっています。校区別高齢化率をみると、苅田町全体（23.7%）に比べ、片島小学校区（33.8%）、白川小学校区（33.5%）で特に高くなっています。（図10）

【高齢者人口・高齢化率】（図9）



資料：国勢調査

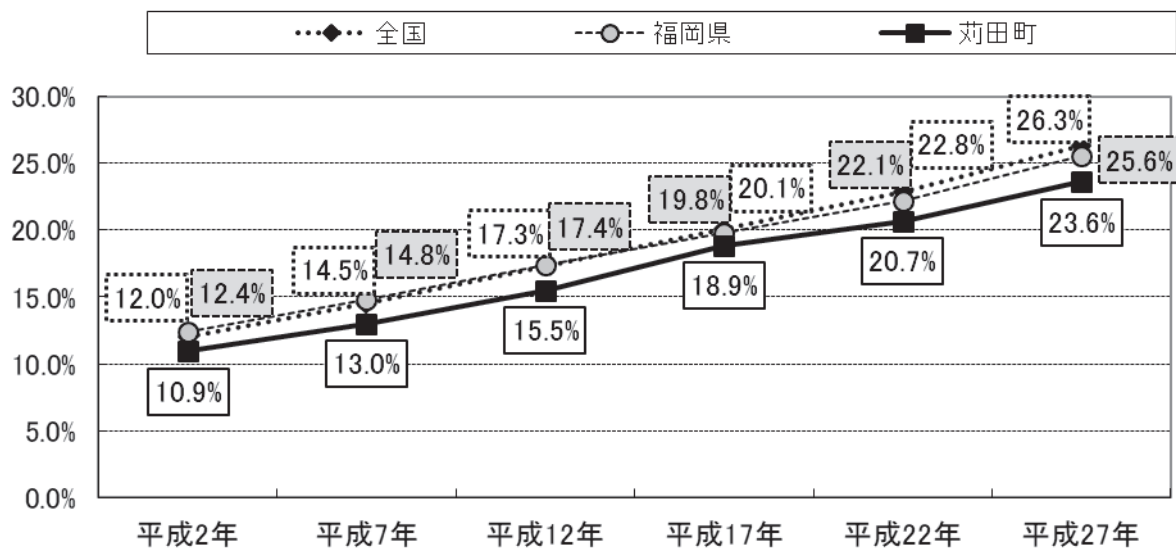
【校区別高齢者人口・校区別高齢化率】（図10）



資料：苅田町（平成30年3月31日現在）

苅田町の高齢化率を全国・福岡県と比較すると、苅田町はやや低い水準で推移しています。(図 11)

【高齢化率の推移（全国・福岡県との比較）】(図 11)

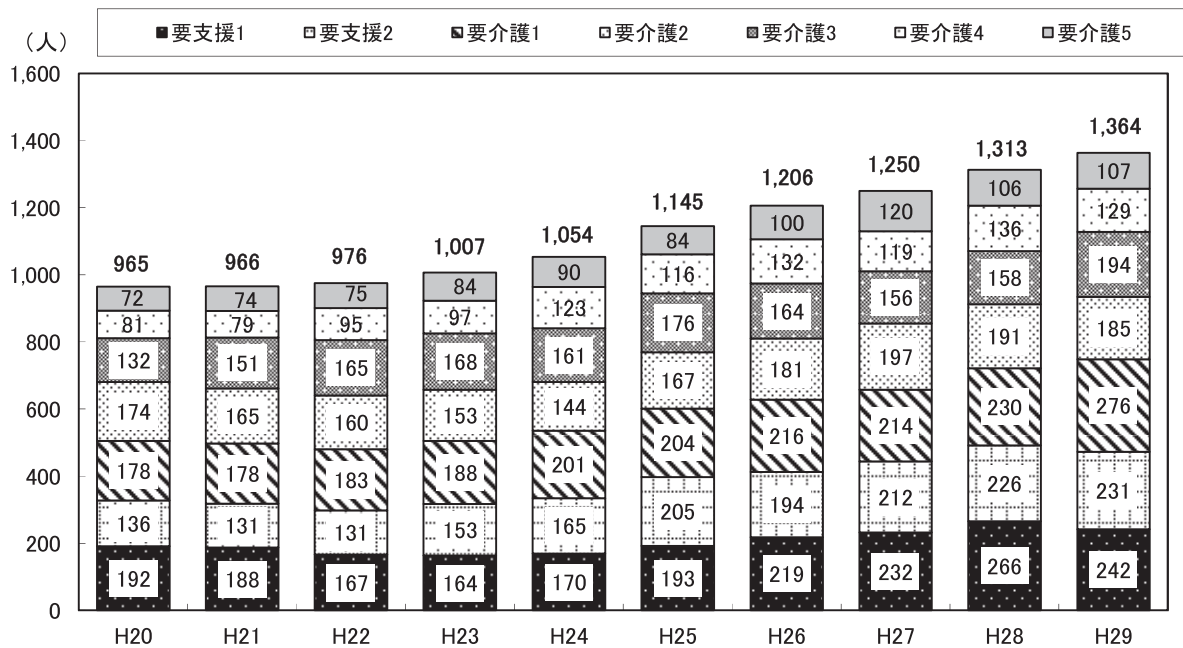


資料：国勢調査

② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、平成21年から増加傾向にあり、特に要支援1から要介護1までの軽度者の増加が顕著です。(図12)

【要介護認定者数の推移】(図12)



資料：介護保険事業報告（各年3月31日現在）

③ 在宅高齢者世帯の状況

在宅高齢者世帯の状況をみると、高齢者同居世帯が最も多く、平成2年から平成27年までの25年間で3.4倍の増加ですが、高齢者単身世帯は4.0倍に増加しており、ひとり暮らし高齢者の世帯増加が顕著です。(図13)

【在宅高齢者世帯の状況】(図13)

単位: 世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者単身世帯	396	598	851	1,079	1,400	1,594
高齢者夫婦世帯	572	814	1,061	1,254	1,429	1,654
高齢者同居世帯	1,545	1,765	1,804	1,941	2,059	5,369

資料：国勢調査

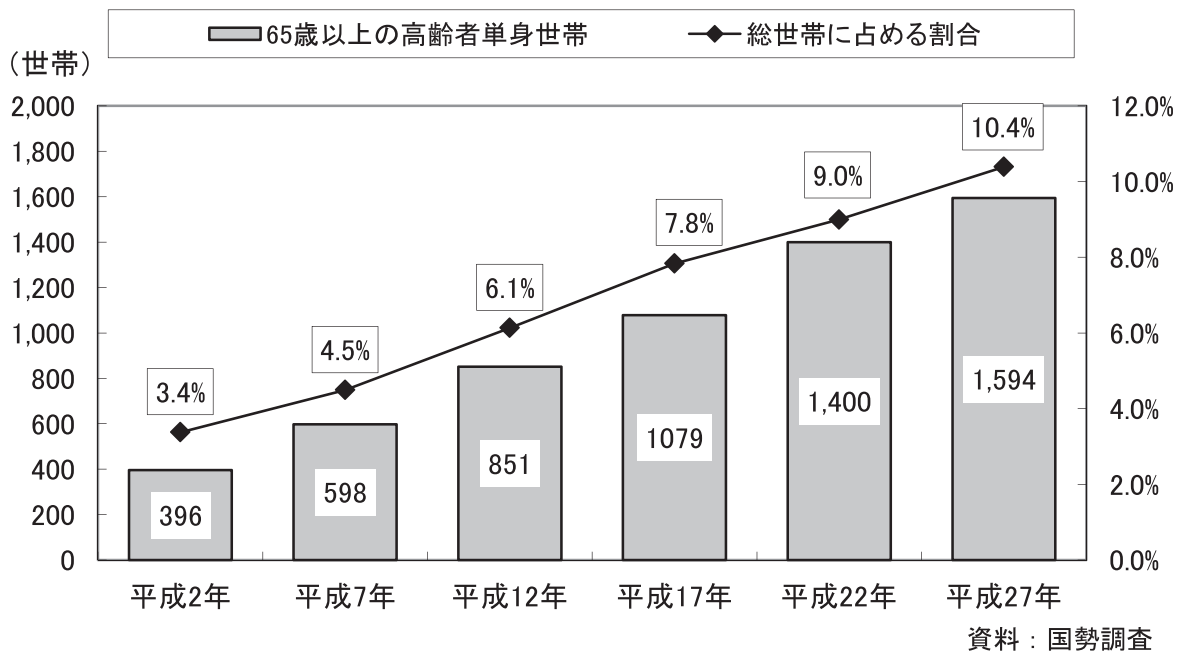
※高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯。

④ 65歳以上の高齢者単身世帯の推移

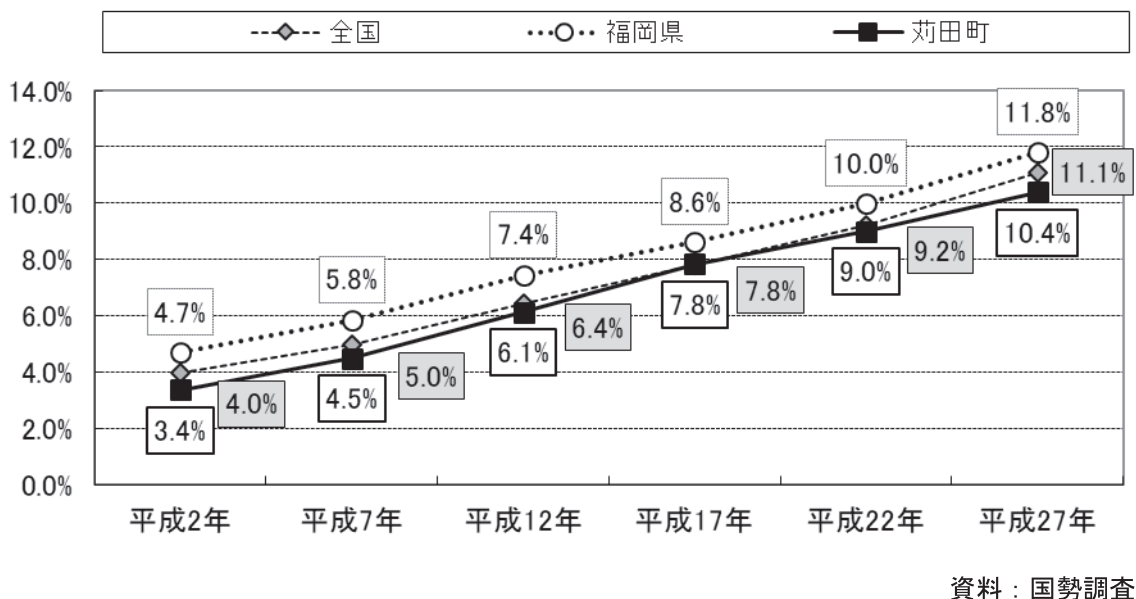
65歳以上の高齢者単身世帯は、平成2年の396世帯から平成27年には1,594世帯に増加しており、総世帯に占める高齢者単身世帯の割合をみても、10.4%と増加傾向にあります。(図14)

また、総世帯に占める高齢者単身世帯の割合を全国・福岡県と比較すると若干低い水準で推移していますが、増加傾向を示しています。(図15)

【65歳以上の高齢者単身世帯の推移】(図14)



【総世帯に占める高齢者単身世帯率の推移(全国・福岡県との比較)】(図15)

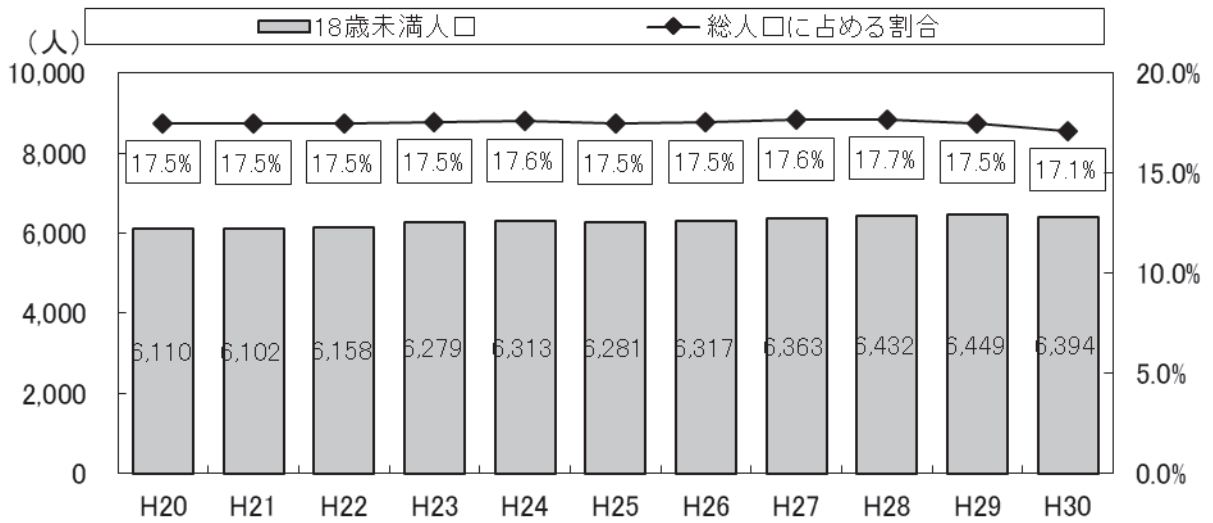


(3) 子どもの状況

① 18歳未満人口

18歳未満人口は、年により若干変動しているものの、平成20年の6,110人から平成30年には6,349人と、10年間で239人増加しています。(図16)

【18歳未満人口の推移】(図16)

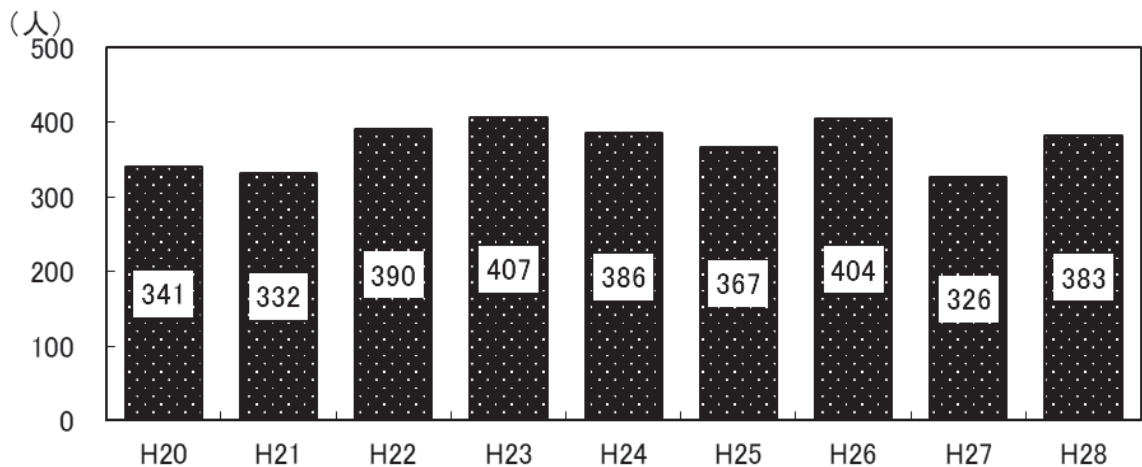


資料：苅田町（各年4月1日現在）

② 出生の動向

出生数をみると、330~400人前後で推移しています。(図17)

【出生数】(図17)



資料：人口動態統計

(4) 障がいのある人の状況

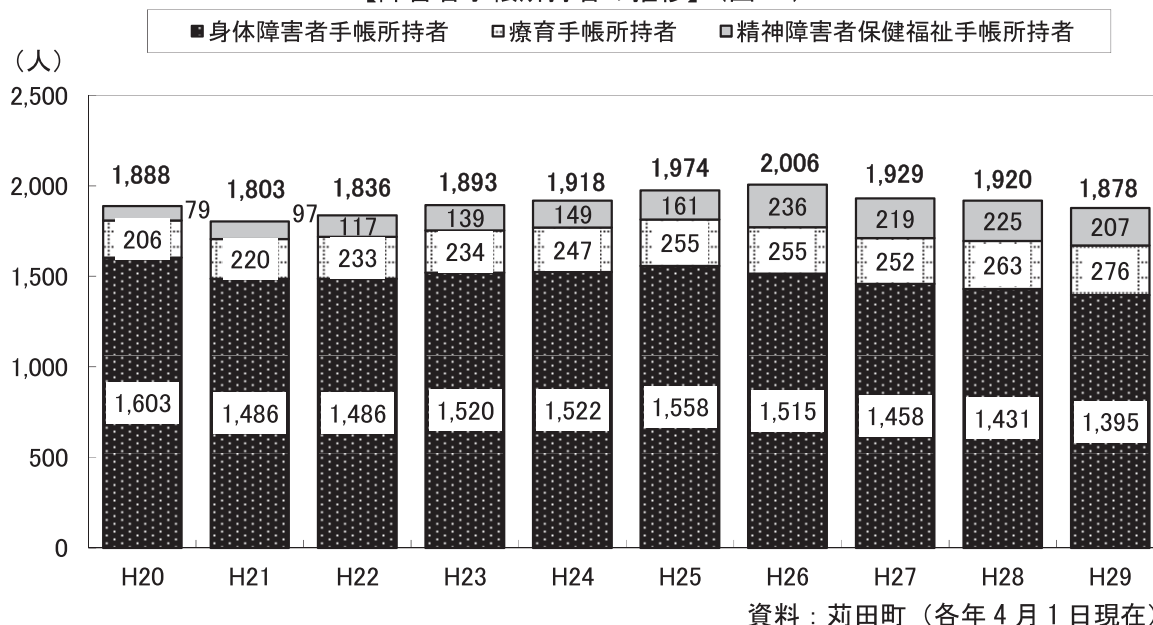
① 障害者手帳所持者の推移

苧田町の障害者手帳所持者の推移は、平成20年の1,888人から平成29年には1,878人と、概ね1,900人前後で推移しています。

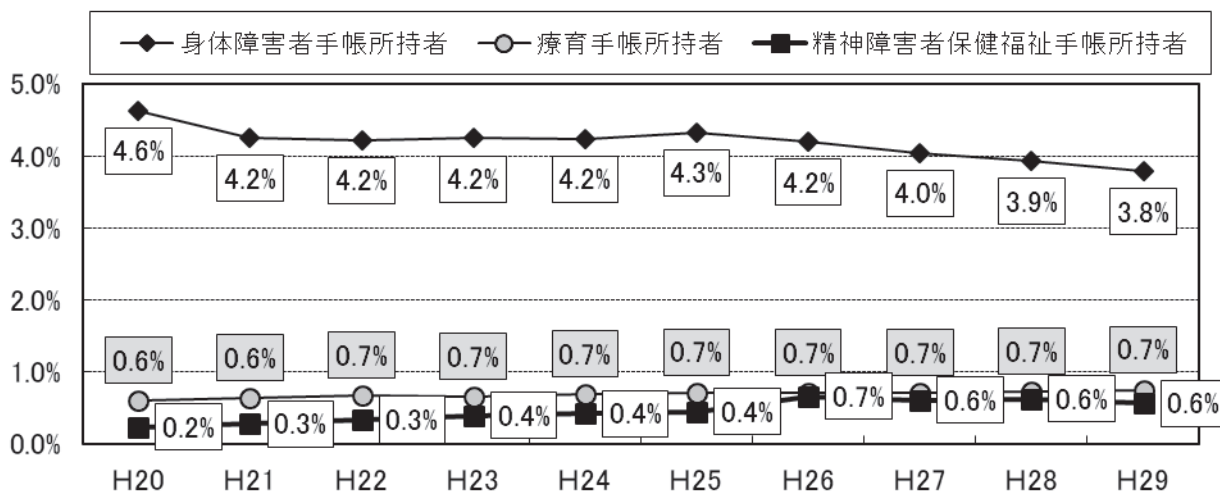
障がい種別に見ると、平成20年から平成29年までの9年間で療育手帳所持者は70人、精神障害者保健福祉手帳所持者は128人増加しています。(図18)

また、平成29年現在の総人口に占める手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者は3.8%、療育手帳所持者は0.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者は0.6%となっています。(図19)

【障害者手帳所持者の推移】(図18)



【総人口に占める手帳所持者の割合】(図19)





(5) 支援が必要な人の状況

① ひとり親世帯の状況

苅田町のひとり親世帯の状況は、母子世帯が1,062世帯、父子世帯が176世帯となっており、一般世帯数に占める割合を全国・福岡県と比較すると父子世帯でやや低い傾向となっています。また母子世帯では低い傾向にあり、福岡県と比べると1.4ポイント低くなっています。(図20)

【ひとり親世帯の状況（全国・福岡県との比較）】(図20)

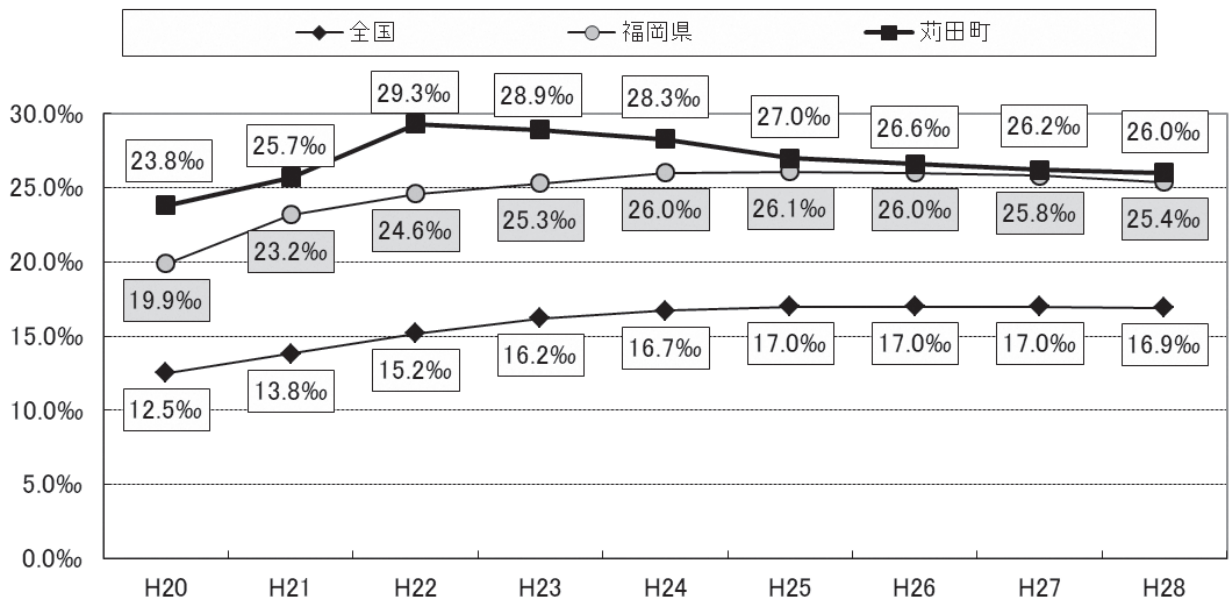
	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		実数(世帯)	構成比(%)	実数(世帯)	構成比(%)
全国	53,331,797	4,045,073	7.6	702,903	1.3
福岡県	2,196,617	182,910	8.3	26,619	1.2
苅田町	15,320	1,062	6.9	176	1.1

資料：国勢調査（平成27年）

② 生活保護率

苅田町的生活保護率は、全国・福岡県と比較すると高い水準で推移していますが、生活保護率が最も高い平成22年の29.3‰から、平成28年では26.0‰と近年では緩やかな減少傾向にあります。(図21)

【生活保護率（全国・福岡県との比較）】(図21)



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

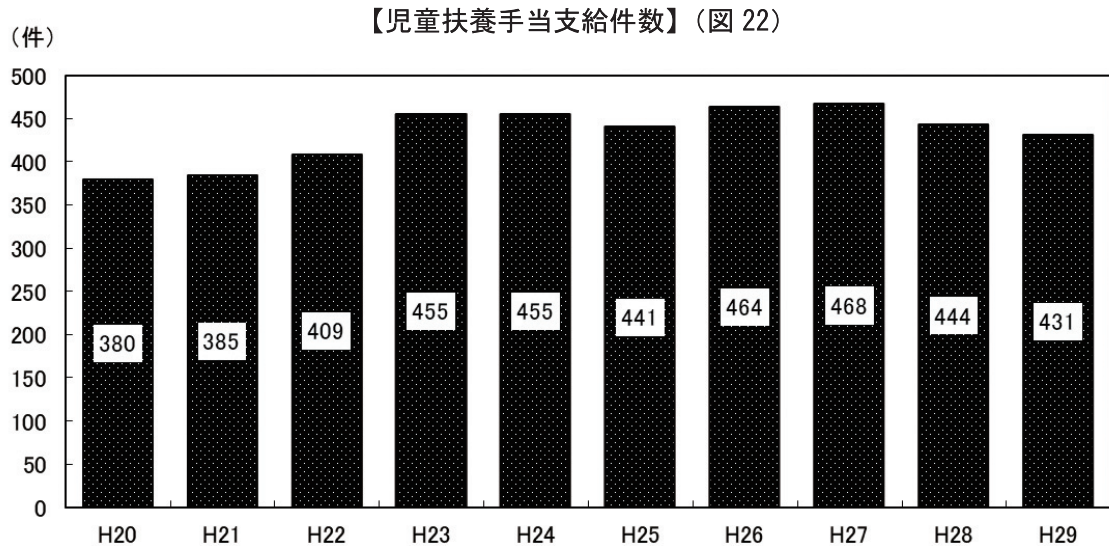
※保護率(人口千対) = 「被保護実人員(1か月平均)」 ÷ 「各年10月1日現在総務省推計人口(総人口)」 × 1,000



③ 児童扶養手当支給件数

児童扶養手当支給件数は、平成25年の441件から平成27年では468件と増加傾向で推移してきましたが、平成28年には444件と減少に転じています。

(図22)



資料：福岡県児童扶養手当市町村別内訳表（各年3月31日現在）

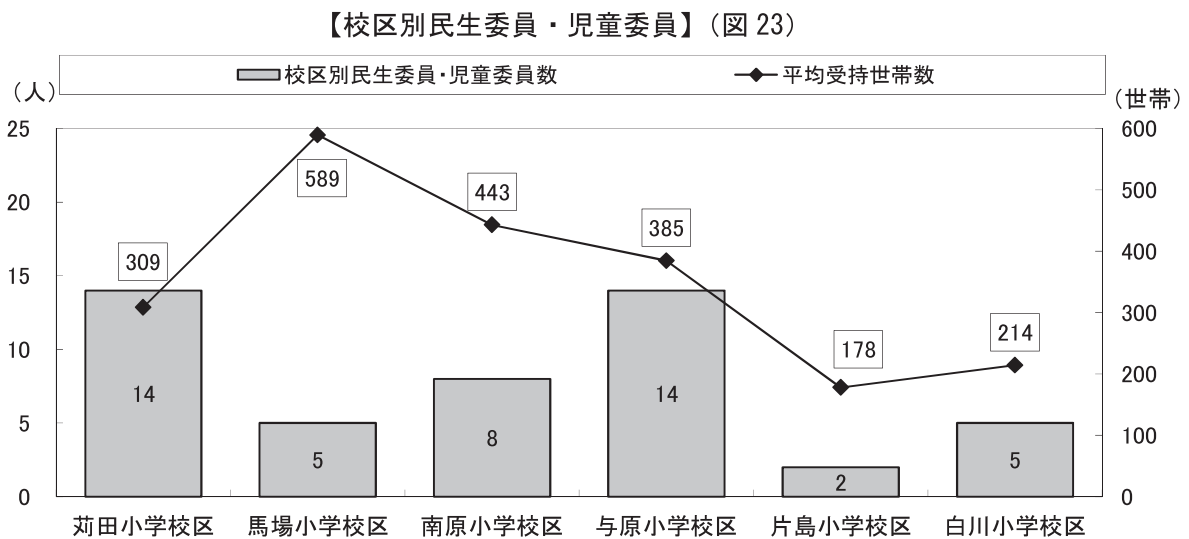
(6) 地域の福祉資源の状況

① 校区別民生委員・児童委員

校区別民生委員・児童委員数は苧田小学校区、与原小学校区でともに14人と最も多くなっています。

また、平均受持世帯数は、馬場小学校区（589世帯）で最も多く、次いで南原小学校区（443世帯）となっており、地域での世帯の増加がうかがえます。

(図23)



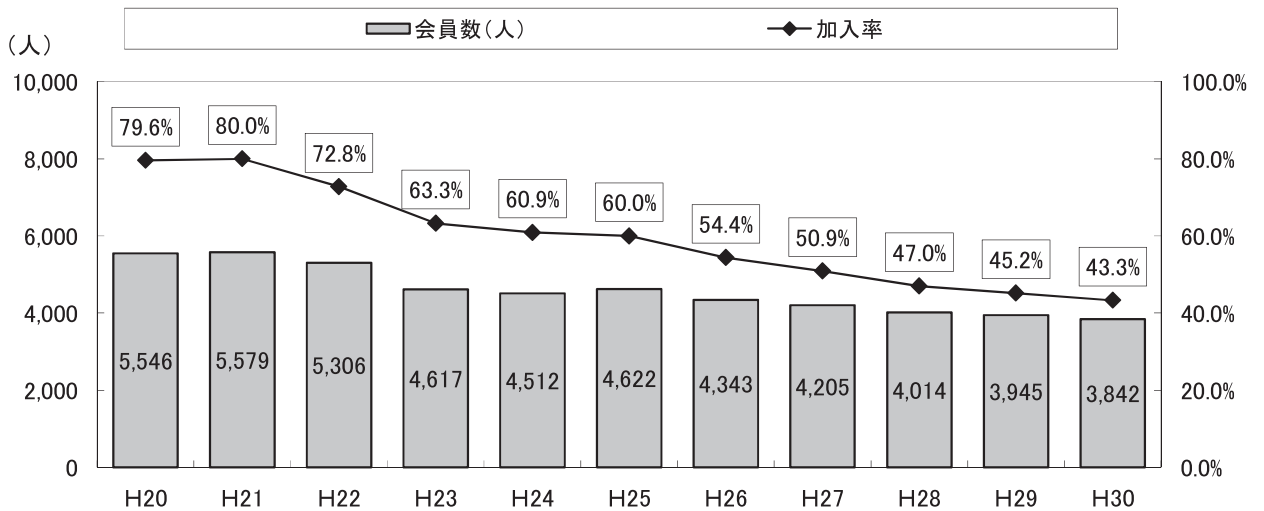
資料：苧田町（平成30年3月31日現在）

※主任児童委員除く

② 老人クラブ

老人クラブの会員数は平成21年の5,579人から減少傾向にあり、平成30年には3,842人となっています。老人クラブへの加入率は、10年間で36.3ポイント減少しています。(図24)

【老人クラブ】(図24)

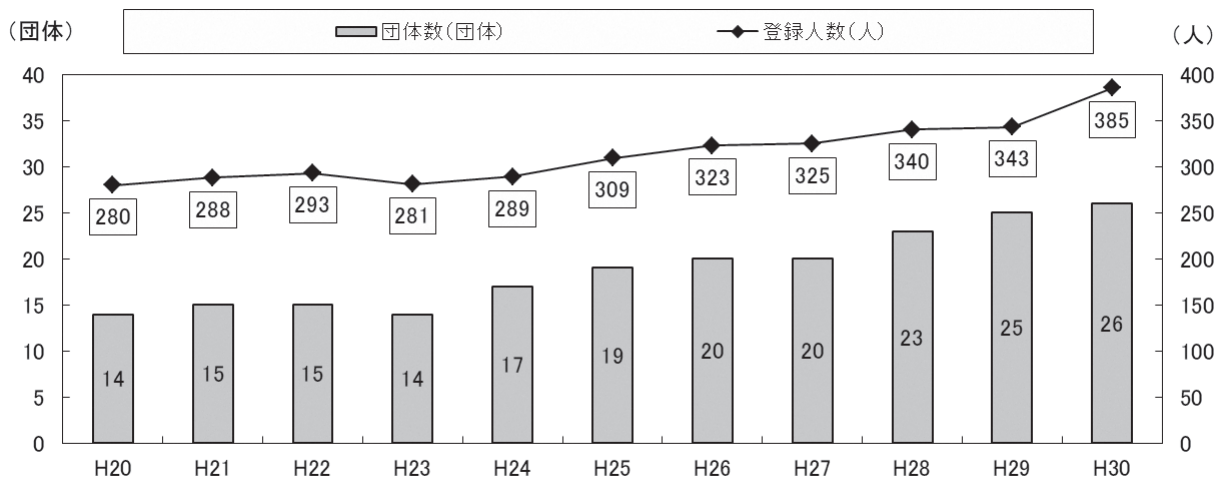


資料：老人クラブ連合会総会資料（各年3月末現在）

③ ボランティア団体

ボランティア団体の登録人数は平成22年では293人、平成23年では281人と減少しましたが、以降増加傾向にあります。平成30年には平成29年から42人増加して385人となり、また、ボランティア団体数も、登録者人数と同様に平成23年以後は増加傾向にあります。(図25)

【ボランティア団体】(図25)



資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

## 第3章 地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画の総評

「地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」策定以降の取組みについて、行政内部で自己評価を行い、その結果を計画の進行管理機関である地域福祉推進委員会に報告を行いました。

### 「基本目標1 一人ひとりの生活を支える体制づくり」の成果と課題

#### 基本方針1 困りごとを見逃さない体制づくり

小地域福祉活動の推進により、地域における住民同士のつながりや支え合いの意識は向上しており、困り事を相談しやすい関係づくりが進められています。また、地域包括支援センターと共に、ふれあいいきいきサロンの中で学習会を開催し、相談窓口を身近に感じてもらうことに効果がありました。

地域の中で課題を早期に見つけ解決に導くために、支え合い会議の開催を地域に投げかけましたが、個人情報を取り扱う事への抵抗感や投げかけの弱さがあり、会議がまだ地域に根付いていません。

情報提供の充実を図るため、社会福祉協議会では、ホームページや社協だよりを見やすく改良し、フェイスブックの開設をしました。

#### 基本方針2 生活支援の充実

社会福祉協議会では生活困窮へのニーズに対応するために、食糧支援や生活福祉資金の貸付等を行い、暮らしの困り事相談室等をはじめとする相談機関との連携をしています。また、「ふくおかライフレスキュー事業」に参加し、相談機能の強化を図りました。

また、孤立している人に相談機関やサービス等の必要な情報を届けるために、広報紙やHPの充実に努めました。

#### 基本方針3 権利擁護体制の充実

社会福祉協議会では、成年後見制度の周知を図るために学習会を開催しており、参加者が多く、地域住民の関心の高さが感じられます。また、成年後見制度の相談にも対応しています。

また、日常生活自立支援事業では関係機関からの相談が増え、利用に結びついてきています。

権利擁護のためのネットワーク構築としては、司法福祉多職種連絡会や行橋京都権利擁護連絡会、社協包括連絡会を定期的を開催することで、関係強化に繋がっています。

「基本目標2 地域を支えるひとづくり」の成果と課題

<p><b>基本方針1 地域人材の発掘・養成</b></p>
<p>「苅田町社会福祉協議会ボランティアセンター」では、この5年間で3つのボランティアグループが新たに立ち上がり活動を開始しました。講座や学習会、特に災害に関する研修や夏休み子どもボランティアスクールへの関心は高く、今まで福祉に関心の低かった方にも興味をもってもらい、多くの方に参加して頂くことが出来ました。</p> <p>「向こう三軒両隣」のような日常的な人間関係を「お宝」と称し、そのお宝探しを行うことで支え合いの地域づくりを進めました。</p>
<p><b>基本方針2 支えあい・思いやりの意識づくり</b></p>
<p>地域福祉セミナーや社会福祉大会には150名以上の参加があり多くの方に福祉への関心を持ってもらえるようになりました。また、福祉入門教室を開催する中で、マイノリティーの問題にも焦点をあて啓発に努めました。認知症サポーター養成講座や包括ケア学習会を開催し、積極的に地域に出て啓発や理解の促進をしました。</p> <p>学校における福祉教育では、高齢の方、障がいのある方等、地域生活課題を抱える方との交流やふれあいによる学習を通して、その方のマイナスに目を向けず一人ひとりを尊重することの大切さや支え合い・助け合いのある地域の大切さについて学び合うことが出来ました。</p>
<p><b>基本方針3 地域活動団体の活動促進</b></p>
<p>福祉団体やボランティア団体等のPRは社協だより等を通じて行いました。また、花いっぱい運動や町のイベントなどに企業や一般のボランティア参加が増加しました。</p>

### 「基本目標3 安心して暮らせる地域づくり」の成果と課題

<b>基本方針1 防犯・防災体制の充実</b>
<p>苅田町内では、自主防災組織は47行政区中31区で設立されており、防災訓練などの取組みが地域で進められています。自主防災組織の設立が進み、地域での防災訓練も多くの自治会で行われました。</p> <p>また、社会福祉協議会では、障害者団体連絡会と共催し、福祉避難所や災害ボランティアセンター設置運営訓練等に取り組むことにより、障がい者の減災意識の向上等にも取り組んできました。</p> <p>自主防犯組織は26行政区で設立されており、年4回住民と協働でパトロールを実施しました。また、平成28年12月には「消費者安全確保地域協議会」が設置され、町民一人ひとりが安心して安全な消費生活ができるように、関係機関との連携が図られました。</p>
<b>基本方針2 地域交流の場づくり</b>
<p>小地域福祉活動において積極的に世代間交流イベントを実施しています。また、空き家を活用した地域の活動拠点の一つとして、ミモザの会が開催するつどい処「えん」ができました。</p> <p>地域では、集力カフェや長畑カフェ等、通常のサロン活動とは別に個人の要望に合わせた活動も行われています。</p>
<b>基本方針3 みんなが安心して暮らせるネットワークづくり</b>
<p>社会福祉協議会では、小地域福祉活動推進地区との懇談会や包括支援センター圏域での研修会の開催を行うなど、地域との連携を進めてきました。また、支え合い会議において地域包括支援センターや住民との連携を図りました。</p>
<b>基本方針4 みんなにやさしいまちづくり</b>
<p>社会福祉協議会は障害者団体連絡会と共に公共施設のバリアフリーについて話し合い、行政との懇談会においてバリア解消に向けての要望を出すことで一定の改善が図られました。</p>

## 第4章 基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

これまで培われてきた相互扶助機能が低下し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会のあり方が変わりつつあります。

地域で生活課題を抱えた人たちを支援するためには、法律等の制度に基づいて行政が中心となって行う公的なサービスだけでなく、近隣や地域社会が主体で行う柔軟なサービスが必要となってきます。

そこで、苅田町に住む住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持ちながら、行政、地域住民、自治会、ボランティアや福祉サービス提供者などが協働して地域福祉を推進し、年齢やあるいは障がいの有無に関係なく安全・安心に過ごすことのできる苅田町を目指します。

そこで本計画において、

**誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり**

を基本理念とします。



## 2 計画の基本目標

基本理念の「誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり」を実現するために次の3つの基本目標を定め、施策を推進していきます。

### (1) 一人ひとりの生活を支える体制づくり

私たちの生活は「地域」に基盤があり、地域によって支えられています。地域のつながりや支えあいが、一人ひとりの暮らしを支え、課題を解決し、暮らしを豊かにしてくれます。

しかし、地域住民のつながりの希薄化が、孤立死をまねいたり、隣に住んでいても困り事に気づかなかったり、あるいは地域の機能が働かないなどさまざまな課題があります。

その一方では、地域の支えあいや助け合いの必要性は増しています。高齢者、障がい者、子育て中の世代の人など誰もが安心して暮らせることが重要です。

そのためには、困りごとを抱えた人たちの課題をなるべく早く把握する仕組みや、住民が困りごとを相談しやすい環境づくりをしなければなりません。

また、把握した課題に対しては、公的サービスの充実はもとより困りごとを抱えた人たちが近隣や地域社会、ボランティア、NPOなどの支援活動も利用し、生活課題の解決を図る必要があります。

### (2) 地域を支える人づくり

「地域」には高齢者もいれば、障がい者もいます。さまざまな生活課題を持っている人々がいます。その多様性を認め合い、地域で暮らしていくためには、全ての住民が福祉意識を高め、地域での福祉文化を育てていくことが大切です。

そのためには、子どもから高齢者まですべての住民が地域福祉の担い手としての自覚を持つことが必要です。そこで福祉教育、人権教育、福祉に関わる人たちの研修会や講座の充実が求められます。

また、民生委員・児童委員、ボランティア、NPOのように地域で活躍する担い手の活動の支援やこれから担い手となるべき人材の発掘・育成を図ります。

### (3) 安心して暮らせる地域づくり

困りごとを持った人を支えるためには「地域」のかかわりが重要です。地域住民をはじめ、福祉に携わる人すべてが、一つの大きな輪となって支えることが望めます。そのための住民同士が支え合う関係づくりや団体同士のネットワークづくりに取り組まなければなりません。

また、ネットワークがうまく機能するようにしていくことも必要です。

さらに、子どもや高齢者、障がい者が安全に本町で過ごしていくためには、ユニバーサルデザイン（注1）やバリアフリー（注2）といった考え方に基づいて、生活環境の整備や、公共交通等の移動手段の充実を図ることも必要です。

また、住民や消防・警察などと連携して、子どもや障がい者、高齢者などの要支援者を犯罪や災害から守るための対策も地域と共に進めていきます。

#### （注1）

ユニバーサルデザインとは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて年齢や障がいの有無に関わらず、最初から出来るだけ多くの人ができるようにデザインすること、またはデザインされたものを意味します。

#### （注2）

バリアフリーとは、障がい者、高齢者、児童、妊産婦などをはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻むさまざまな障壁を取り除くことを意味します。

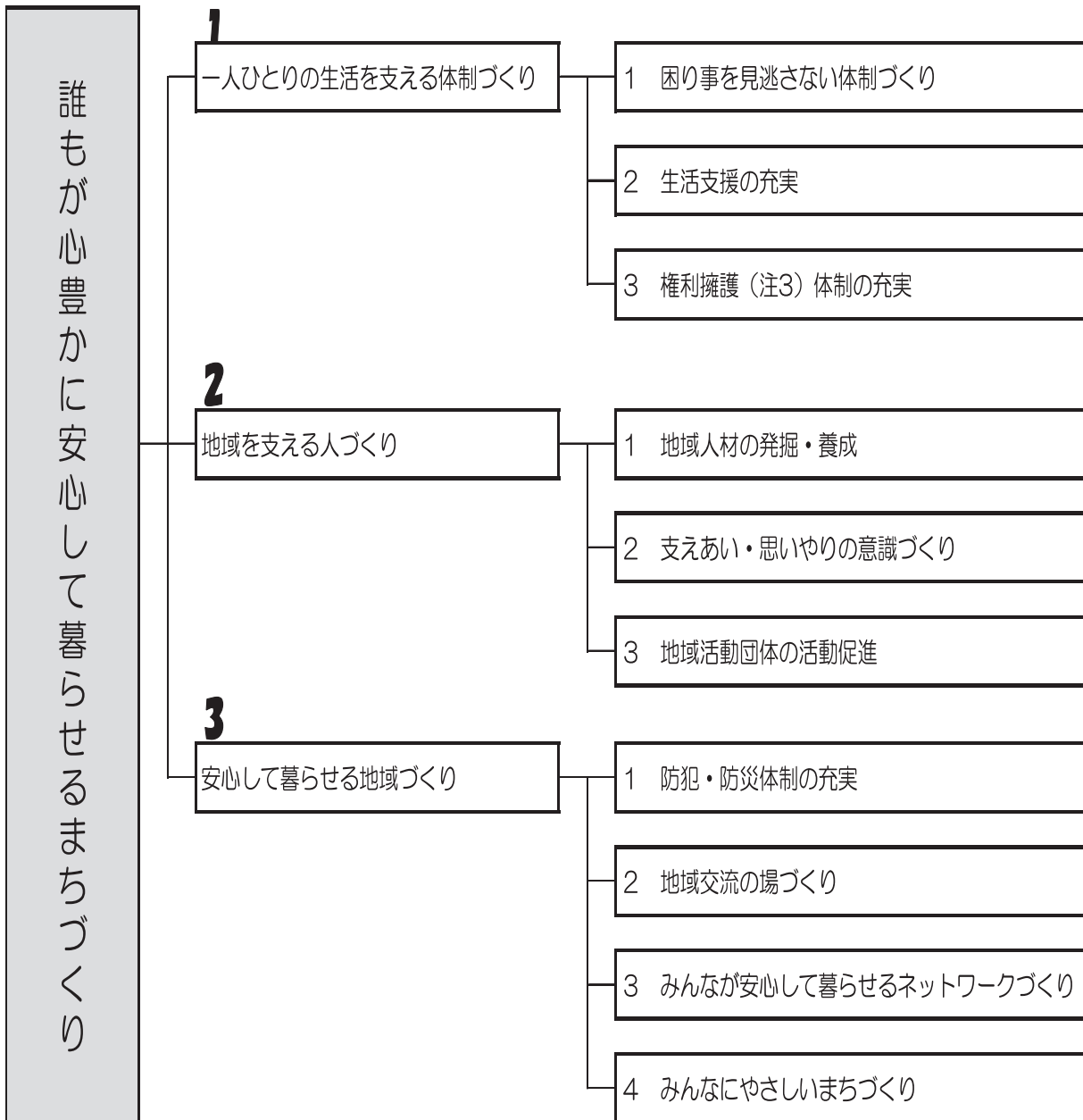


3 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系

基本理念

基本目標

基本方針



（注3）

権利擁護とは、市民であれば当然守られるべき法的利益さえ侵害されている当事者の立場を擁護し、侵害されるおそれのある当事者の生活を支える手立てを講じようとするものを意味します。

## 第5章 具体的な取組み

## 基本目標 1

## 一人ひとりの生活を支える体制づくり

## 基本方針 1 困りごとを見逃さない体制づくり

## 現状と課題

小地域福祉活動の推進により、地域における住民同士のつながりや支えあいの意識は向上して、困りごとを相談しやすい関係づくりは進められています。しかし、「ふれあいいいききサロン」に参加していない方や自治会に加入していない方の問題にアプローチできていません。また、地域の中で課題を早期に見つけ解決に導くために、「支えあい会議」(注4)の開催を推進しましたが、地域に定着するまでには至っていない状況です。

苅田町では、1世帯あたりの世帯人員は年々減少しており、単独世帯が38.5%と、全国・福岡県と比較して高くなっています。孤立化が進むことで支援が必要な人を見つけにくくなり、問題が深刻化して「制度」では解決できない困りごとが増加しています。また、ひとつの世帯でいくつかの課題が複合しているケースが増えていて、様々な行政部署、専門機関、地域などの連携が必要ですが、相談機関が十分に周知されていないなどの課題があります。

地域と専門機関が連携して、SOSを発信しない支援が必要な人を「こちらから」見つけ、高齢者や障がい者、児童などの「対象者」や「分野」を問わず、困りごとを包括的に受け止める横断的な相談支援体制と、地域の困りごとを解決するための新たな社会資源を創り出す仕組みづくりが必要です。

(注4)

支えあい会議とは、住民の支え合いマップを活用し、一人暮らし高齢者等が、「体調を崩していないか」「地域から孤立していないか」等を把握する中で、見守りが必要な人がいたら、その方の情報を関係者間で共有し、福祉問題の早期解決を目指す事を目的に開催しています。

### 住民・地域の取組み

- |    |   |
|----|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"><li>・近所の人に積極的にあいさつをします。</li><li>・困ったことは、相談窓口や民生委員・児童委員（注5）等地域の相談役に気軽に相談します。</li><li>・困っている人がいたら、積極的に声をかけます。</li></ul> |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"><li>・隣組などで、高齢者などへの声かけをします。</li><li>・みんなで声をかけあい自治会加入を促進します。</li><li>・小地域福祉活動などに参加するよう積極的に声かけをします。</li></ul>            |

（注5）

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

### 社会福祉協議会の取組み

地域の困りごとを発見する仕組みづくりに努めます。

- ・住民や専門機関との情報共有
- ・地域にある社会資源との連携強化
- ・小地域福祉活動（注6）における福祉委員活動や支えあい会議の活性化

困りごとの発見から解決までの相談支援体制の充実を図ります。

- ・社協内で地域二ーズの情報共有
- ・職員の資質向上と他機関との連携強化
- ・アウトリーチによる二ーズ把握の強化
- ・地域で気軽に相談できる場づくり

専門の相談機関についての周知を図ります。

- ・社協だより、SNS等の活用
- ・住民への相談事業の周知

（注6）

小地域福祉活動とは、行政区を活動範囲にそこに生活する住民が、地域の福祉問題を自分たちの問題としてとらえ、子供からお年寄りまで、また健康な人も病気の人も、障がいのある人もない人も、共に安心して豊かに、住み慣れた地域社会で生活できるような福祉の力を一緒に作りあげていこうとする活動です。

### 行政の取組み

- 住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを支援します。(地域福祉課)
- 地域の住民が気軽に相談に行ける身近な地域での相談窓口拠点を作ります。(地域福祉課)
- 生活支援コーディネーター(注7)の配置を充実します。(地域福祉課)
- 「福祉の困りごと対応窓口」を設置し、既存の制度では解決できない問題に対応できる仕組みをつくりまます。(地域福祉課)
- 地域や社会福祉協議会の取組みをサポートします。(地域福祉課)

(注7)

地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保などの資源開発。関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなどネットワークの構築。地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングなどを行います。

## 基本方針 2 生活支援の充実

### 現状と課題

平成27年に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、「福岡県自立相談支援事務所」が設置され、平成29年度には「子ども支援オフィス」も設置されました。主に、「相談事業」「家計相談支援事業」「高校生の就学継続のための訪問相談支援事業」「就労準備支援事業」が実施され、役場や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携をしています。「ひきこもり」や「自殺対策」、「犯罪被害者支援」など、生活困窮の相談は福祉の相談窓口に限らず、教育委員会や女性相談窓口などいろいろな窓口で問題を抱えており、横断的な情報共有や支援体制の構築と地域との連携が課題となっています。

子どもの貧困対策として、「子どもの居場所づくり」がすすめられています。苅田町内でも、平成30年10月1日現在、「子ども食堂」が2箇所、「子どもの学習支援」が3箇所で行われています。また、社会福祉協議会では、食糧支援や生活福祉資金の貸付、平成29年度より「ふくおかライフレスキュー事業」(注8)に参加、平成29年8月に「苅田町社会福祉法人連絡会」(注9)を立上げ、子ども食堂の支援など「地域における公益的な取組み」を進めています。

ひとり暮らし高齢者の増加により、日常生活に困りごとを抱えているケースが増えています。行政の制度だけでは対応できない事例が多く、「おたすけ虹の会」(注10)など、地域での「有償型住民ボランティア」(注11)の担い手の育成や民生委員・児童委員との連携が必要となっています。

様々な相談窓口や支援機関、ボランティアなどの情報を住民のみなさんにわかりやすく伝えるために、ホームページや機関誌、冊子などの充実が求められています。

(注8)

ふくおかライフレスキュー事業とは、「今日明日食べるものがない」「電気・ガス・水道が止められた」「失業した」「介護、障がいの悩みがある」「虐待やDVを受けている」など、地域で暮らす様々な方からの相談に、各施設に配置されたサポーターが実際に現場に行き、自分の目と耳で確認しながら対応し、各種制度やサービスに繋ぐ等、生活が安定するまでの支援を行います。また、緊急の場合は、食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助(現物給付)も行います。

(注9)

社会福祉法人では、公益性と非営利性を備えた法人であるため「地域における公益的な取組み」の実施が責務化されています。社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では充分に対応できない方々への支援の必要性が高まっています。そのため、各社会福祉法人が専門分野の知識や経験を活かし連携することで、「制度の狭間の問題」を含むさまざまな福祉ニーズに対応するための連絡会です。

(注10)

おたすけ“虹の会”とは、「ちょっと誰かに手伝ってもらえたら助かるけど…」といった高齢者や障がいがある方等に利用会員として登録していただき、掃除、食事の支度、草取りやゴミ出し等のお手伝いを協力会員が行なっている有償のボランティア団体です。

(注11)

有償ボランティアとは、一般的にボランティア活動の性格として挙げられる「自主性(主体性)」、「社会性(連帯性)」、「無償性(無給性)」より、無償である事で支援される側の心に負担があることに着目し、その負担をなくすために定額の報酬を受け取り、支援する側とされる側の対等性を保とうとする活動です。

### 住民・地域の取組み

住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困ったことがあったら近所の人、民生委員・児童委員、役場、地域包括支援センター等に相談します。</li> <li>・ 生活に必要な情報を積極的に収集します。</li> </ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の困りごとを把握します。</li> <li>・ 地域の助けあい・支えあいのしくみをつくりま。</li> </ul>

### 社会福祉協議会の取組み

有償型住民ボランティアの推進と拡大に努めます。

- ・ 住民主体の活動や取組みに対する支援

住民と協働して、生活支援の充実への新たな取組みを推進します。

- ・ 地域の社会資源と苅田町社会福祉法人連絡会との連携強化
- ・ 地域における公益的取組みの実施
- ・ 赤い羽根共同募金など民間財源の拡充

生活支援体制整備事業を推進し、生活支援サービスの拡充に努めます。

- ・ つながり隊(協議体)活動(注12)の充実
- ・ ハンディキャブ事業や移動サロン事業
- ・ 移動支援の担い手の育成と研修

生活困窮者に対する支援に努めます。

- ・ 生活福祉資金貸付制度や食糧支援、ふくおかライフレスキュー事業への取組み
- ・ 行政との連携強化による生活困窮者の自立支援

(注12)

つながり隊(協議体)とは、地域住民が主体となり、地域の支え合いを発展させ、地域づくりを進める話し合いの「場」の事です。自分たちの地域がどうすれば安心して住み続けられる地域になるかについて、10年先20年先を見た地域づくりを考えて行きます。

#### 行政の取組み

- 生活困窮者自立支援制度により相談員を配置し、福岡県自立支援事務所と連携した支援を開始します。(地域福祉課)
- 「ひきこもり」「自殺対策」「犯罪被害者支援」など、庁内連携や関係機関と連携を強化します。(地域福祉課)
- 子どもの貧困対策を検討するためにアンケートを実施します。(地域福祉課)
- 民生委員・児童委員との情報共有を積極的に行い、関係機関との連携体制を強化します。(地域福祉課)
- 「子どもの学習支援」や地域の寄り合いの場としての食堂の開設をサポートします。(地域福祉課)
- 行政及び関係機関の相談窓口の連携体制を構築します。(地域福祉課)
- ホームページによる相談窓口の情報をみやすいように改善します。(協働のまちづくり課)

## 基本方針 3 権利擁護体制の充実

### 現状と課題

少子化、高齢化や核家族化、家族間の機能低下など福祉ニーズが多様化・複雑化しているにも関わらず、必要な支援が受けられないなどの福祉課題が深刻化しています。また、生活困窮者や就労までに課題の多い障がい者の支援は、留意する必要があります。

生活課題をひとつずつ見ていくのではなく、課題を抱えた人が「自立するまでに必要なサービスは何か」といった包括的な支援を考えていく必要があります。これらの課題解決のためには、福祉サービスを提供する多くの団体と連携しネットワークの構築を図る必要があります。

判断能力が十分でない人を対象とした成年後見制度（注13）や日常生活自立支援事業（注14）がありますが、認知度は低く、利用は必ずしも進んでいる状況とはいえないため、制度の周知を図っていく必要があります。

（注13）

成年後見制度とは、精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

（注14）

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

### 住民・地域の取組み

- |    |   |
|----|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度などを積極的に活用します。</li> <li>・消費者問題などに関心を持ちます。</li> </ul> |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で学習会などを開催します。</li> <li>・困っている人を相談窓口につなげます。</li> </ul>   |



### 社会福祉協議会の取組み

虐待に対する住民の意識を高め、虐待防止の取組みに努めます。

- ・住民活動を通じた虐待の早期発見
- ・行政や多機関との連携強化
- ・被虐待者や虐待者に対する支援

日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知に努め、利用を促進します。

- ・生活支援員の養成、研修の実施
- ・住民や民生委員等に対する事業説明や事例検討会の実施
- ・成年後見制度の研修会を実施
- ・市民後見人の推進や育成
- ・中核機関との連携、協力
- ・住民に対する総合的な権利擁護体制の構築

### 行政の取組み

- ・「成年後見制度利用促進計画」を作成します。(地域福祉課)
- ・広域での支援窓口設置に取り組みます。(地域福祉課)
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業など制度・事業の周知に努め、利用促進につなげます。(地域福祉課)

## 基本目標2

## 地域を支えるひとづくり

## 基本方針 1 地域人材の発掘・育成

## 現状と課題

ボランティアグループの会員の高齢化や、新規会員の加入がないことによる会員の減少が大きな課題となっています。また、グループが活動を企画しても参加者が少なく活動が広がらないなどの課題もあります。ボランティアグループ等のPRは、機関誌やホームページにとどまり、十分とはいえません。

一方で、ボランティア講座や学習会、災害に関する研修や「子どもボランティアスクール」への関心は年々高くなり、多くの方が参加しています。また、町や地域のイベントなどに企業や一般の方のボランティア参加も増加しています。

今後は、行政や社会福祉協議会、関係団体等が連携を十分に図り、ボランティア等地域人材やリーダーの発掘・育成を円滑に進めることが必要です。

## 住民・地域の取組み

- |     |   |
|-----|---|
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアに関する研修に参加します。</li> <li>・地域の行事などに参加し積極的に手伝います。</li> <li>・自分の経験や技術を活かし、地域活動に協力します。</li> </ul> |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活動を通じて人材発掘に心がけます。</li> <li>・自分たちが行っている活動について、積極的に情報提供します。</li> </ul>                           |

### 社会福祉協議会の取組み

新たな地域課題に対応するボランティア活動を推進します。

- ボランティア活動のニーズ調査
- ボランティアコーディネート業務の充実
- 新たなニーズに対応するボランティア養成講座
- ボランティアフォローアップ研修の開催

ボランティア情報の発信の強化をします。

- メディアへの働きかけ
- ボランティア情報誌の発行の充実

地域リーダーの発掘・育成をします。

- つながり隊（協議体）活動の推進
- ミニつながり隊（協議体）の開催
- 地域や団体にアプローチを強めリーダーの発掘・育成に努める

### 行政の取組み

- 社会福祉協議会との情報共有に努めます。（協働のまちづくり課・地域福祉課）
- 「苅田町づくりカレッジ」を引き続き開催し、地域活動のリーダーを育成します。（生涯学習課）
- ホームページのボランティア情報コーナーを充実します。（協働のまちづくり課）

## 基本方針 2 支えあい・思いやりの意識づくり

### 現状と課題

地域福祉セミナーや福祉入門教室を開催し、人権や福祉に関する啓発を行いました。また、平成29年度には認知症サポーター養成講座を約600人が受講し、認知症サポーターは町内で3,147名（H30.3.21現在）になりました。しかし、福祉に関する講習会やセミナーなどについて、「参加者の顔ぶれがあまり変わらない」や「参加したいが交通手段がない」などの意見があり、開催場所や講習内容など開催方法を工夫する必要があります。

また、福祉教育（注15）の推進として、小学校6校と中学校2校、高等学校1校を福祉教育推進校として指定し、社会福祉協議会と協議をしながら充実を図っています。「生徒が体験活動など学習しやすくするための連携」や「学校と関係機関との協働」など、学校、地域、行政、社会福祉協議会などの福祉団体との連携の充実が求められています。

（注15）

福祉教育とは、社会福祉問題についての学習や、高齢者や障がい者等との交流の機会を通じ、お互いに助け合うことの大切さを感じ、地域で暮らす一人として何が出来るのかを考え、行動するための力を育む教育の事です。

### 住民・地域の取組み

- |    |   |
|----|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会などに積極的に参加します。</li> <li>・福祉教育のボランティアに参加します。</li> </ul>      |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で福祉に関する講習会を企画します。</li> <li>・福祉教育について学校や行政と連携します。</li> </ul> |

### 社会福祉協議会の取組み

福祉意識の醸成に繋がる行事や講座等を開催します。

- ・地域福祉セミナーの開催
- ・福祉入門教室の開催
- ・社会福祉大会の開催
- ・福祉啓発冊子の作成
- ・福祉啓発資材の購入・活用

出前講座の充実を図ります。

- ・認知症サポーター養成講座
- ・支え合いの意識づくり学習会
- ・企業における福祉教育の実施

福祉教育推進校の活動支援をします。

- ・新たな福祉教育プログラムの作成
- ・教育委員会、学校、社協との連携の強化

### 行政の取組み

- ・地域での課題を把握し解決につながるようなセミナーを開催し、誰もが参加できるように努めます。(地域福祉課)
- ・公民館講座との連携を図ります。(地域福祉課・生涯学習課)
- ・福祉教育を継続して推進します。(教育総務課)

## 基本方針 3 地域団体活動の促進

### 現状と課題

老人クラブや育成会、小地域福祉活動や自主防災会など、さまざまな団体が地域で活躍していますが、活動への参加者は年々少なくなっています。役員や活動リーダーの育成や転入者の地域行事への参加が大きな課題となっており、活動へ参加しやすい環境づくりや世代交流、団体の交流、情報共有の場が求められています。

地域活動を促進していくためには、活動拠点の確保は最も重要となります。アンケート、ヒアリング、ワークショップでも、その必要性について多くの意見が出されました。既存の施設や町立の公民館、空き家の活用などを検討し、身近な地域の気軽に寄れる場づくりや地域で活動している人たちが話し合える場づくりを進めなければなりません。

### 住民・地域の取組み

住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域行事に積極的に参加し地域福祉活動に関心をもちます。</li> <li>・ さまざまな団体の活動に参加します。</li> <li>・ 新たに転入してきた住民に地域活動への参加の声かけをします。</li> </ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のボランティア団体や自治会、老人クラブ、育成会など地域の団体同士の横のつながりをつくれます。</li> <li>・ 様々な世代が交流できる活動を企画します。</li> </ul>

### 社会福祉協議会の取組み

団体活動の周知をします。

- ・ 社協だよりにて活動の紹介
- ・ 福祉団体情報誌の作成

福祉団体等の活動支援をします。

- ・ 活動拠点と活動機材の整備
- ・ 定例会等への参加によるニーズの把握

福祉団体の連携を推進、強化をします。

- ・ 福祉団体の連携による地域課題解決の為の新たな活動の創造

当事者グループの組織化をします。

- ・ きょうだい会（注16）の活動支援、ひきこもり当事者の会づくり、ひきこもり家族の会づくり、男性介護者の会づくり、若年認知症の会づくり

民間財源確保の為に活動に参加し基盤づくりを進めます。

- ・ 赤い羽根共同募金運動の推進、強化

## 第5章 具体的な取組み

(注 16)

きょうだい会とは、兄弟・姉妹に、障がいのある人がいる人の事を「きょうだい」と呼び、同じ立場にある「きょうだい」同士が集い、胸の内に抱える不安や悩みを共有したり、心の負担の軽減を図ったりする事を目的に設立された会です。

### 行政の取組み

- 自治会加入へのPRを支援します。(協働のまちづくり課)
- 地域団体等の活動拠点の確保に努めます。(地域福祉課)
- 地域団体の交流の場づくりをサポートします。(地域福祉課)
- 生涯学習と地域福祉の連携強化をはかります。(地域福祉課・生涯学習課)
- 地域活動の拠点作りを支援します。(地域福祉課)
- 町立の公民館を地域活動拠点として利用できるようにします。(生涯学習課)

## 基本目標3

## 安心して暮らせる地域づくり

## 基本方針 1 防犯・防災体制の充実

## 現状と課題

荻田町内では、自主防災組織は平成30年10月1日現在、47行政区中31区で設立（平成31年2月1日時点、2団体新規設立）され、防災訓練などの取組みが地域で進められています。しかしながら、地域住民の防災意識について、「今までに大きな災害がなかったから防災意識が低いのではないか？」という意見が多く出されました。防災訓練に多くの住民が参加するように、日頃からのコミュニティづくりや、避難経路や避難場所、避難行動要支援者（注17）の対応などを盛り込んだ地域の防災計画の作成、防災について話し合う場づくりが求められています。

自主防犯組織は平成30年10月1日現在、26行政区で設立され、主に夜間パトロールや児童の登下校時の交通安全見守り活動を行なっています。子どもの安全確保や防犯のため、通学路の見守り等が各地で行われていますが、不審者対策であいさつを行えないなどの課題もあり、学校などと連携した取組みが求められています。また、平成28年12月には「消費者安全確保地域協議会」（注18）が設置され、町民一人ひとりが安心して安全な消費生活ができるように、関係機関との連携を図りながら、消費者行政に取り組んでいます。しかし、一人暮らし高齢者の増加により、消費者トラブルや詐欺などの危険性が高まっており、向う三軒両隣の日頃の付き合いが重要視されています。

（注17）

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、乳幼児など災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、とくに避難時に支援が必要な人を避難行動要支援者といいます。改正災害対策基本法に基づき、国は市区町村に避難行動要支援者の名簿づくりを義務づけ、要支援者ひとりひとりの個別支援計画をつくるよう求めています。

（注18）

消費者安全確保地域協議会とは、消費生活上特に配慮を要する消費者（高齢者等）の消費者被害を防ぐため、地域団体や警察、消費生活相談員などと連携した見守りをする協議会のことです。荻田町では、見守りネットワーク協議会を母体に消費者行政担当、相談員、警察で組織されています。



### 住民・地域の取組み

- 住 民
- ・ 普段から防災、防犯の意識を持つように心がけます。
  - ・ 防災訓練などに積極的に参加します。
  - ・ 地域の避難所などを確認します。

- 地 域
- ・ 自主防災組織づくりを進めます。
  - ・ 地域で危険箇所の点検などを行います。
  - ・ 防災訓練の実施や防災マップの作成など地域での防災対策を進めます。
  - ・ 避難行動要支援者の支援体制づくりを協議します。
  - ・ 地域で子どもの見守りをして防犯活動を進めます。

### 社会福祉協議会の取組み

災害発生時に早期にボランティアセンターを立ち上げられるように努めます。

- ・ 災害ボランティアセンター設置運営訓練
- ・ 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成・見直し

町内や近隣市町村で大規模災害が発生した場合に、復旧支援が出来る体制を整えます。

- ・ 災害復旧ボランティアグループの組織化
- ・ 防災ワークショップの開催
- ・ 災害時相互協定の拡大

見守り活動と防災活動の連携を図ります。

- ・ 情報交換会の実施

警察、消防署などと協力し、地域の防犯・防災活動を推進します。

- ・ 見守りネットワーク協議会
- ・ 荻田町消費者安全確保地域協議会
- ・ 悪徳商法を防ぐための消費生活学習会の実施促進

### 行政の取組み

- ・ 自主防災組織を新設する自治会に初期資材の購入費を助成します。(くらし安全課)
- ・ 防災訓練を行う自治会等に活動費を助成します。(くらし安全課)
- ・ 地域防災力強化のため小学校区単位での防災活動を推進します。(くらし安全課)
- ・ 避難行動要支援者の支援体制づくりを支援します。(くらし安全課・地域福祉課)
- ・ 悪徳商法などからの被害を防ぐため相談窓口の周知と啓発を行います。(くらし安全課)
- ・ 消費生活問題等の学習会を地域で行います。(くらし安全課)
- ・ 地域からの要望により防犯灯の設置等を支援します。(くらし安全課)
- ・ 各小学校区においてPTA等が主体となって活動している「子ども110番の家」の活動を支援します。(教育総務課)
- ・ 荻田町青少年育成町民会議(注19)と連携を深め、夜間パトロールや街頭補導など地域の防犯活動を支援します。(生涯学習課・くらし安全課)

(注 19)

荻田町青少年育成町民会議では、次代を担う青少年の健全育成を図るため、自主的で民主的な青少年団体やグループなどを育成し、青少年がすすんで参加することを奨励しています。

子どもたちにとっての危険な箇所、有害となる環境の排除や社会体験や自然体験を通して「自ら学び自ら考える力」や豊かな人間性などの「心を育てる生きる力」を育むことを目的とし、関係機関や団体と密接に連携しながら地域住民と協力して活動をしています。

## 基本方針 2 地域交流の場づくり

### 現状と課題

小地域福祉活動は、平成30年10月1日現在、35地区で活動が行なわれ、主に、「ふれあいいいきサロン」や「見守り活動」、「敬老会」や「育成会との交流」などが行われています。「ひとり暮らし高齢者などの引きこもり防止」や「何かのときに支えあえる地域づくり」、「地域行事への参加促進」などの効果を発揮しています。

しかし、地域では、小地域福祉活動の重要性は認識していますが、役員等の担い手不足や若い人の参加が少ないなどの課題があります。また、サロンの参加者の減少や内容のマンネリ化など、参加意欲が持てるような事業を企画することも課題となっています。

各団体へのヒアリング調査では、「参加者が増えない」「参加してほしい人に情報が届かない」などの意見が出ました。その一方で地域の中には、「話し相手がいなく寂しい思いをしている人がいる」「障がい者が孤立しないように地域の理解がほしい」「子ども達がもっと地域とつながれたらいいな」「地域の中でもっと皆が自然な形でお付き合い出来るようになればいいな」「子どもから大人・高齢者までの様々な世代が交流できる機会を作ってほしい」など、地域での交流が更に活発になることを望む声も多く出されています。

健康づくりは、住民にとって関心の高い項目です。ワークショップでも参加者から、運動・食事・趣味・社会参加について、「ラジオ体操を継続して欲しい」、「一人ではなかなか運動が継続しないので、みんなが集まれる場が必要」、「身近な地域で食生活改善推進会などから講習を受けたい」、「公民館をつかいはやくして欲しい」など多くの意見が出されました。

### 住民・地域の取組み

- |    |   |
|----|---|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"><li>・小地域福祉活動に関心をもち積極的に参加します。</li><li>・地域交流の場に参加します。</li><li>・ラジオ体操などへ参加します。</li><li>・公民館講座などへ参加します。</li></ul> |
|----|---|

- |    |   |
|----|---|
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の団体間で連携します。</li><li>・地域情報紙で活動を紹介します。</li></ul> |
|----|---|

### 社会福祉協議会の取組み

住民同士が交流しお互いの顔が見える関係作りを支援します。

- ・小地域福祉活動推進地区を全地区へ拡大
- ・ミニサロンの推進
- ・地域ふれあい支えあい事業（敬老事業）の推進

小地域福祉活動の周知と、活性化に向けて支援します。

- ・小地域福祉活動啓発冊子を作成
- ・福祉委員へ活動冊子を配布
- ・推進地区同士の交流の推進
- ・必要資材の把握と確保

次世代の担い手や後継者の発掘に向けて幅広い世代での交流を促します。

- ・世代間交流の推進
- ・企業（現役世代）へのアプローチ

町内の事業所・福祉団体・ボランティア団体が連携し新たな活動が創造できるよう支援します。

- ・意見交換会の実施
- ・活動報告会の実施
- ・事業所向けの地域活動等に関する学習会の実施

### 行政の取組み

- ・活動が負担になり過ぎないように地域の団体が連携できる場をつくります。（地域福祉課）
- ・各地域において行われている見守り活動をネットワーク化し体制を充実します。（地域福祉課）
- ・通学路の見守り箇所等について地域と連携を強化します。（教育総務課）
- ・「ふれあいいいききサロン」事業の活動メニューの見直しを行います。（地域福祉課）
- ・ひとり暮らし高齢者等の安否確認や防災活動の取組みを支援します。（くらし安全課・地域福祉課）
- ・地域交流となるような運動、趣味活動に場所を提供します。（生涯学習課・教育総務課）
- ・公民館で行っているラジオ体操が継続できるようサポートします。（地域福祉課）
- ・健康に関する講座を開催します。（子育て・健康課）

## 基本方針 3 みんなが安心して暮らせるネットワークづくり

### 現状と課題

第1次地域福祉計画のワークショップで、たくさんの課題や取組みが地域で話し合われましたが、同様の地域課題は依然として残っています。多く意見があげられたのは、「近所付き合いや地域付き合いが減り、地域行事に参加する人が減少している」また、「定年が延長されたことにより、自治会や老人クラブなどの役員のなり手が見つからず、世代交代ができないため、組織の活力が失われつつある」などの意見が出されました。

地域課題を解決していくためには、地域住民の理解と役場、社会福祉協議会との連携が重要です。活動目標をわかりやすくして、地域行事などに気軽に参加するために、小学校区を単位として子どもからお年寄りが参加しやすい活動計画を作り、交流（コミュニティづくり）を促進することで、地域人材の育成を図る必要があります。

介護保険制度の改正により、「生活支援体制整備事業」（注20）がすすめられ、苅田町でも「生活支援コーディネーター」を配置しました。地域の中で、なにげなく行われている日頃の「お付き合い」や「交流」などの「地域のお宝」を発見し、活動の「輪」を広げて、新しい地域づくりが求められています。

また、地域の公民館や空き家等を活用し、「人と交流したくなったときにいつでも受け入れてくれる場」や「地域の様々な世代の人が気軽に交流できる場」「同じ趣味や同じ世代の人など少人数での集いの場」など、多様な交流の場を地域につくりだしていく必要があります。また、参加を促進するための情報提供の充実も望めます。

（注20）

「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、支え合い活動が活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

### 住民・地域の取組み

- |    |  |
|----|--|
| 住民 | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域で行われている活動に関心を持ち積極的に参加します。</li><li>・講座や研修会などに積極的に参加します。</li></ul>  |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域で福祉に関する講習会を企画します。</li><li>・福祉教育について学校や社協・行政と連携します。</li><li>・地域での生活の困りごとについて協議します。</li><li>・地域の「お宝」について情報発信します。</li><li>・地区の公民館を利用しやすくします。</li></ul> |

## 社会福祉協議会の取組み

支え合いの意識づくりを進めます。

- ・交流促進チラシの作成・配布
- ・お宝探し（注21）の推進
- ・お宝冊子の作成
- ・お宝発表会の開催

身近な場所での居場所づくりを進めます。

- ・介護予防事業との連動によるミニサロンの推進
- ・空き家を活用したモデル事業の展開
- ・趣味等でつながる場づくり

地域の居場所の活性化を図ります。

- ・専門機関との連携促進
- ・ニーズに即した活動による居場所の活性化
- ・生活支援体制整備事業の推進・連携による、居場所の運営支援

障がい者の交流の場づくりに努めます。

- ・交流の場への障がい者の参加促進地域内の支援活動における団体同士の連携を図ります

地域内の支援活動における団体同士の連携を図ります。

- ・支えあい会議の開催
- ・個別支援会議の開催

つながり隊（協議体）活動をすすめ、住民主体の支え合いの地域づくりを進めます。

- ・第1層協議体活動の活性化
- ・第2層協議体の設置と活動推進

（注21）

隣近所とのあいさつやお茶飲み等、日常何気なく行われている交流に意味づけしてみると、ゆるやかな見守りや情報交換に繋がっており、地域の支え合い活動として位置づけることが出来ます。このような特段意識しないで行っている支え合いを「お宝」と呼び、この「お宝」を探し大切に育むことで、誰もが住みよい地域づくりへの基盤づくりを進めます。

## 行政の取組み

- ・地区福祉計画の推進体制を整備・支援します。（地域福祉課・協働のまちづくり課）
- ・地区福祉計画の実行に必要な経費を助成します。（地域福祉課）
- ・地区福祉計画に基づいて活動するための拠点づくりを支援します。（地域福祉課）
- ・生活支援コーディネーターの配置をすすめ活動を支援します。（地域福祉課）
- ・地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化を推進します。（地域福祉課）
- ・協議体など地域づくりにおける意識の統一を図る場や事業の企画、立案、方針策定を行う場の体制整備を推進します。（地域福祉課）
- ・地域や社会福祉協議会の取組みをサポートします。（地域福祉課）



## 基本方針 4 みんなにやさしいまちづくり

### 現状と課題

高齢者や障がい者、子どもなどすべての住民が安全・安心かつ快適に生活していくためには、地域の生活環境の整備は不可欠です。

団体アンケートでは、通所サービスを利用している人の外出支援や買い物支援の必要性、障がい者団体が活動する場に行くための配慮の必要性など意見が出されていました。また、ワークショップでも、研修会や小地域活動に参加するときの、移動の困難さの意見が出され、地域行事での移動手段と障がい者が地域行事に参加できるサポートを検討する必要があります。

ワークショップで、「地域で認知症の方に会ったときに、どのように接していいのかわからない。」という意見が出されていました。地域での認知症の理解と対応が求められています。

子どもが安全に遊ぶ場所を求める意見が、子育て世代から多く意見が出されています。公園などではボール遊びなどの制限が多く、自由に遊べる場所が地域にないのが現状です。また、子育て中の親の支援が地域には少ない状況です。「地域で子どもを育てる」意識と支援を要する家庭をみんなで支える意識が重要です。

### 住民・地域の取組み

住 民	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通手段などで困ったときは相談します。</li><li>・行事に参加するときは隣近所に参加を呼びかけます。</li><li>・認知症の研修会などに参加します。</li></ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者や障がい者に対して地域行事への参加に配慮します。</li><li>・SOS徘徊ネットワーク（注 22）活動に参加します。</li></ul>

（注 22）

徘徊高齢者等SOSネットワークとは、認知症等により徘徊のおそれのある高齢者の方などが行方不明になった場合に、事前に登録されている方を早期に発見できるように、行橋警察署をはじめ、地域の関係機関（社会福祉協議会、区長連合会、民生委員・児童委員協議会）などの協力により搜索活動を行なっています。

### 社会福祉協議会の取組み

認知症への理解を進めます。

- ・認知症カフェ（注23）の推進
- ・認知症サポーター（注24）ステップアップ講座の実施

苅田町 SOS 徘徊ネットワークへの協力。

- ・SOS 協力員の拡大・増強
- ・SOS 協力員の啓発

障がいに対する理解や啓発に努めます。

- ・障害者スポーツレクリエーション祭の開催
- ・障害者団体連絡会の活動支援

（注23）

認知症カフェとは、認知症の人とその家族や地域住民が集い交流する事で、認知症の人とその家族が住みなれた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活ができるよう、また地域住民の認知症に対する正しい理解を深める事を目的に開催されています。

（注24）

認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けを行い、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。

認知症サポーターに期待されることは、下記の4つがあります。

1. 認知症に対して正しく理解し、偏見をもたない。
2. 認知症の人や家族に対して温かい目で見守る。
3. 近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践する。
4. 地域でできることを探し、相互扶助・協力・連携、ネットワークをつくる。

### 行政の取組み

- ・認知症高齢者が所在不明になった場合を想定した模擬訓練を小学校区単位で実施します。（地域福祉課）
- ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人やその家族に対し支援する、「認知症サポーター」を増やします。（地域福祉課）
- ・障がい者団体や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携し、障がい者に対する理解・啓発活動を進めます。（地域福祉課）
- ・自治会などの行事に参加しやすいように、自治会への働きかけや障がい者自身の参加意識の啓発に努めます。（地域福祉課）
- ・学校のグラウンドを開放します。（教育総務課）
- ・民生委員・児童委員協議会で児童虐待等に関する理解・啓発を行います。（子育て・健康課）



## 第6章 地域福祉活動計画（地区福祉計画）の展開

地区別の活動目標は、下記の通りです。

地区名	活動目標	ページ
苅田 小学校区	① 明るい苅田小学校区をつくる	53
	② 安心安全な地域と暮らしを求める	54
	③ そこに行けば何でも気楽に話せる場所がある	55
	④ 子どもの健全な育成と親子の絆を深める	56
	⑤ 健康の定義（身体的・精神的・社会的に健全であること）を皆で理解しよう	57
馬場 小学校区	① 世代間交流を活性化させよう	58
	② 公民館や集会所等を活用して活性化を図ろう	59
南原 小学校区	① 地域の絆を作ろう	60
	② 安心できる地域を作ろう	61
	③ 居場所を作り交流を深めよう	62
	④ 地域で安心して子どもを育てられる関係をつくろう	63
	⑤ ところと体の健康づくりに取り組もう	64
与原 小学校区	① 気軽な声かけ 楽しい人の輪	65
	② 互いに理解できる地域交流	66
	③ 体験型地域交流の場を作ろう	67
	④ さそい合って参加しよう	68
片島 小学校区	① 防災・防犯の意識づくりをしよう	69
	② イベントで地域を盛り上げよう	70
	③ 地域で子どもを育てる意識をもとう	71
	④ 楽しみながら健康づくりをしよう	72
白川 小学校区	① 多くの人の地域活動への参加を図り、人づくりを進め、誰でも気軽に声かけできる住みやすい地域を作ろう	73
	② みんなが楽しく元気になる活動に参加し、健康が長続きする地域づくりをしよう！	75

## 1 苅田小学校区

### 活動目標① 明るい苅田小学校区をつくる

#### 現状と課題

地域で活動する団体は、担い手不足や後継者不足に悩んでいる。また活動する人は複数の団体に携わっており負担も大きくなっている。地域の活性化を目指し、様々な行事を行うが、参加する人は一部の人であり、自治会自体を脱退する人も増えており、住民の地域への関心の低さやご近所との関係の希薄さが伺える。

#### 【活動内容】

##### 地域福祉活動や老人クラブ活動等、地域活動の連携・協働を進めよう

1. 各行政区で、自治会・老人会・小地域・育成会が相互を認識し交流を深め、活動の理解と参加を促進する。その中から若い人の参加や次世代のリーダーづくりを行う。

##### 地域で行われる行事に積極的に参加しよう

1. どんなことに興味があるか把握し、各層の参加できる催しを計画し実施する。
2. 子どもが喜ぶ行事を通して、地区全体の交流を呼びかける。
3. 趣味特技を活かして活動できる人を発掘し協力を求める。

##### コミュニケーションを積極的に取れる地域を作ろう

1. 日頃から挨拶や声掛けを行い、隣近所の人とコミュニケーションを図る。

#### ◆活動の効果

コミュニケーションが活発になり、時代を担う小学校区になります。

#### （関係する団体）

自治会、老人会、小地域福祉活動、育成会、自主防災会、民生委員・児童委員

## 活動目標② 安心安全な地域と暮らしを求める

### 現状と課題

今まで大きな災害が無かった事もあり、いざ大雨が降ったりするとどう対応すればいいのかわからなかったりする。防災無線が聞こえない家や、地区内に危険箇所もあるが、地域でそれらの問題にどう対応するかはあまり話し合われていない。一人暮らしの高齢者等、被災時にサポートが必要な人が、いざという時に避難できるのかなど不安が残る。

### 【活動内容】

#### 災害への備えや心構えを持とう

1. 避難困難者をリストアップし支援者を介助する人を決めます。  
また、避難訓練にも参加します。
2. 防災無線が風雨で聞こえない人がいる。地域でどう対応。  
まずはリストアップから。
3. 災害時に持参する物品のリスト（3日間の食糧等）を作成・配布し、  
自主避難する際に各自で準備するものや方法等の共通認識を持ちます。
4. 避難時のサイン（門にタオルを掲げる等）として、校区のルールを決めます。

#### 被災時に対応できるよう小学校区の連携を深めよう

1. 自主防災会のない地域があるので全地域で実施し、  
定期的な防災訓練を計画実施します。
2. 公民館にある防災用品や非常食を確保し、種類等について紹介します。

#### 危険箇所を点検しよう

1. 高齢者や障がい者にも分かりやすい、災害の種類（地震・台風・水害等）に応じたハザードマップを各地区で作成し各家庭に配布します。

### ◆活動の効果

被災時に役割ごとに迅速に対応でき、安心安全な荻田小学校区になります。

#### （関係する団体）

自治会、老人会、小地域福祉活動、育成会、自主防災会、民生委員・児童委員

## 活動目標③ **そこに行けば何でも気楽に話せる場所がある**

### 現状と課題

地域の各団体が交流の機会を作ろうとがんばっているが、リーダーの責任が大きかったり、参加する人をまとめることに負担を感じたりする。参加する側からすると、決められたテーマや時間設定があると堅苦しさを感している。参加したいけど移動手段がなかったり長時間座ることがきつい人もいる。ふれ合う中で、困り事を相談し合える関係を築きたいが個人情報保護も気になる。

### 【活動内容】

#### 楽しめる地域交流の場所をつくろう

1. 空き家の活用や、お寺や企業等にも協力を求め、集える場所を確保します。
2. 老友会や小地域で行っている内容（カラオケ、パタンク、グランドゴルフなど）を周知し活動の拡大します。

#### 足腰が悪くても交流の場所に参加できるよう移動手段を考えよう

1. 乗り合わせたり、誘い合って参加します。
2. 校区の行事を行うときは、バスの利用ができるよう企業の協力を求めよう。

#### 困り事を一人で抱え込まず気軽に相談し合える小学校区をつくろう

1. 日頃から声かけをして顔見知りになり信頼関係をつくろう。
2. 困りごとを、社協の困りごと相談等につなげよう。
3. 消費者被害に合わないよう、情報を届けよう。

### ◆活動の効果

行くところができることにより、悩みが減り、笑顔で楽しく過ごせます。

#### （関係する団体）

自治会、老人会、小地域福祉活動、育成会、自主防災会、民生委員・児童委員

## 活動目標④ 子どもの健全な育成と親子の絆を深める

### 現状と課題

身近な場所に相談相手がほしいと思う子育て中の母親と、相談相手になってあげたいと思う高齢世代の方がいるが結びついていない。子どもが外で遊びにくく、地域の様々な世代の人と交流する機会も少ない。また、子どもの貧困や虐待らしきケースもあり、安全・安心が保たれていない。

### 【活動内容】

#### 子育ての相談を身近な場所で気軽に出来るようにしよう

1. 元幼稚園の先生やベテランママ等の力を借り、子供たちを遊ばせながら、母親同士が交流を図れる子育てカフェをつくろう。
2. 学校行事と組み合わせ、こども食堂等の必要性について学ぶ機会をつくろう。

#### 子ども達が地域の人とふれ合える環境をつくろう

1. 育成会の活動が活発になるように、区内の団体（自治会等）は積極的にバックアップしよう。
2. 大人も子どもも自ら積極的に挨拶し、顔なじみの関係をつくろう。

#### 子ども達が安心安全に過ごせる地域をつくろう

1. 下校時間帯にウォーキングする人等に見守りたすきを配布し活用してもらおう。  
※小学校から離れている危険が予想される場所をリストアップしよう。
2. こども110番の家を増やそう。

### ◆活動の効果

虐待や不登校がなくなり、毎日笑顔の苅田小学校区になります。

#### （関係する団体）

自治会、老人会、小地域福祉活動、育成会、自主防災会、民生委員・児童委員

活動目標⑤ **健康の定義（身体的・精神的・社会的に健全であること）を皆で理解しよう**

**現状と課題**

健康への関心は高く、テレビの情報番組が好きな人が多い。しかし、実際に運動をするとなると面倒・おっくう・長続きしない等の難しさが生じる。健康であるためには食生活が大切だが、買い物に困っている様子が見られる。また、認知症を不安に感じている人も多く、認知症の予防や認知症を詳しく知りたいとの声がある。

**【活動内容】**

**みんなが積極的に運動できるよう仲間作りをすすめよう**

1. 苅田小学校区の定期健康診断の受診率70%を達成しよう。
2. ラジオ体操や公民館で行っている介護予防体操に積極的に参加しよう。
3. 皆で誘い合い町内の行事に積極的に参加しよう。
4. 地域で開催する健康に関する情報を回覧板等で周知しよう。

**健康は食生活から 買い物の不便を解消しよう**

1. 買い物に便利な情報を届けよう。

**認知症への理解を深めよう**

1. 認知症に対する理解の啓発をします。  
（早期発見、声かけや受け入れ方、否定しない対応の方法等）
2. 自分が認知症にならないように予防に取り組もう。  
※人と接して会話を楽しもう。趣味を持とう。  
生活習慣を気を付けよう。適度な運動をしよう。

**◆活動の効果**

苅田小学校区の健康寿命が延びます。

**（関係する団体）**

自治会、老人会、小地域福祉活動、育成会、自主防災会、民生委員・児童委員

## 2 馬場小学校区

### 活動目標① 世代間交流を活性化させよう

#### 現状と課題

近所付き合いや地域付き合いが減り、コミュニケーション不足や地域の情報不足になっていて、地域行事に参加することが減少している。また、定年が延びたことなどにより、老友会への加入が減り、世代交代ができず、組織の世話人のなり手がいないため、活動の活力が失われつつある。

#### 【活動内容】

##### 地域組織を活性化しよう

1. 地域に住んでいるさまざまな年代の方と交流しよう。
2. 行政区内での地域の交流を深めよう。

#### ◆活動の効果

若い世代の人達が地域福祉の担い手としてでてきます。  
住民の福祉に対する考えが少しずつ見える化していきます。  
若い世代に高齢者のもつ知識等が伝わります。

#### （関係する団体）

自治会、老人会、育成会、小地域福祉活動、民生委員・児童委員

## 活動目標② 公民館や集会所等を活用して活性化を図ろう

### 現状と課題

近所付き合いが少なく、個人の意識が低下している。小地域やいきいきサロンに来る人も決まっていて、新しく参加しようとしても参加しづらい雰囲気がある。また、中学生から大学生の年代に、地域行事に参加してもらおうよう、声かけと工夫をしてこなかった。地域の公民館も区民みんなのものとして利用されていない。

### 【活動内容】

#### イベントを実施して交流の場を広げよう

1. 様々なテーマ、ジャンルの得意な人や団体を招いてイベントを実施しよう。
2. 公民館や集会所、空き家を開かれた場所として地域で活用しよう。

### ◆活動の効果

住民が楽しみを見つけて、お互いの心の交流やつながりができ、広がっていきます。

#### （関係する団体）

自治会、自主防災会、老人会、育成会、PTA、  
食生活改善推進会、小地域福祉活動、民生委員・児童委員



### 3 南原小学校区

#### 活動目標① 地域の絆を作ろう

##### 現状と課題

高齢により、移動が難しくなったため地域の方が集まる遠くの場所へ行けず、閉じこもりがちになったり、日常生活で困ったことがあったときに相談する先が分からず一人で抱え込んでしまうという問題があります。

小地域ふれあいいいきいきサロンや地域の行事などへ、男性や若い人たちの参加が少ない状況です。また、自治会や老人クラブなどへの加入も減少するとともに、役員等の後継が課題となっています。

##### 【活動内容】

##### 日常の困りごとに対応できる体制をつくろう

1. 困りごとが受け付けられる誰もが知っている窓口を作ろう。
2. ボランティア人材を増やそう。ボランティアに頼みやすい地区を作ろう。

##### 地域の組織を活性化しよう

1. 小地域ふれあいいいきいきサロンの活動を多くの人に知ってもらい、いろいろな世代も参加しやすいようにして、参加者を増やそう。
2. 他の地域の小地域ふれあいいいきいきサロン同士の交流をしよう。
3. 地域にあるいろいろな組織の交流の機会を作ろう。

##### ◆活動の効果

気軽に相談し合える関係作りが進み、高齢者や障がい者が孤立しない地域ができます。

##### （関係する団体）

自主防災会、老人会、育成会、自治会、小地域福祉活動  
民生委員・児童委員、有償ボランティア、ボランティア連絡協議会

## 活動目標② 安心できる地域を作ろう

### 現状と課題

防災・防犯の問題は地域で安心して暮らしていく上で重要となっています。子どもに関しては、子どもを守ることが必要である一方、子ども自身の行動に問題がある場合があります。また、子どもに対する親の無関心などの問題も増えています。高齢者に関しては、独居で地域や家族と関わりのない高齢者も増えていることから、詐欺などの被害に遭うケースも見られます。

災害に関しては、防災の必要性は理解しているものの、苅田町では大きな災害被害がなかったことなどにより、防災意識が希薄となっています。また、地域の災害の状況などの情報がわからないなどの問題があります。

### 【活動内容】

#### 地域ぐるみで子どもを守ろう

1. 登下校時に挨拶をしたり、不審者対策として日頃から住民同士の挨拶をしよう。
2. 地域ぐるみでパトロールをしよう。
3. 警察や学校との情報交換を行い、地域の実情を知ろう・伝えよう。

#### だまされない自分になろう

1. 詐欺などの消費者被害に関する情報が伝わりにくい高齢者に、小地域ふれあいいきいきサロンなどの機会を通じ、正しい知識を持ってもらおう。

#### 災害から身を守ろう

1. 防災に対する知識を学び、意識を高めよう。
2. 地域の中の危険箇所を知ろう。
3. 自主防災会の活動に参加しよう。

### ◆活動の効果

活動を通し、地域住民が普段から防災・防犯に対する意識を持ち、いざという時に助け合える地域ができます。

#### （関係する団体）

自主防災会、老人会、育成会、自治会、  
民生委員・児童委員、小地域福祉活動、警察、学校、消費生活相談窓口

### 活動目標③ 居場所を作り交流を深めよう

#### 現状と課題

地域での活動の場において、メンバーが固定化されていて、新たに参加しづらい状況があります。また、地域でどのような活動が行われているのかわからない、または知る機会がないなどの現状があります。

地域の活動の参加者が高齢化しているのが役員のみならず、また、近所に交流の場所がないことや、カフェ（交流の機会）を開いても参加者が少ない現状があります。

#### 【活動内容】

##### 地域の情報を発信しよう

1. 回覧板などで、校区で行われている活動の場を発信しよう。

##### 地域の居場所をつくろう

1. 誰でも気軽に集まれて、話ができる場を作ろう。（近くの空き家、空き部屋を利用しよう）

#### ◆活動の効果

交流の場や機会が増えることで、孤立しない地域ができます。

（関係する団体）

老人会、育成会、自治会、民生委員・児童委員、小地域福祉活動

## 活動目標④ 地域で安心して子供を育てられる関係をつくろう

### 現状と課題

登下校時の見守りの配置、時間、場所のルールがなく、下校時の見守りができていません。また、子どもが少なくなり、外で遊ぶ子どもを見かけなくなりました。子どもたちが地域で安心して遊べる場がなく、働いている親が子どもを預けるところも少ない状況です。また、育成会に加入しない世帯が増えてきており、子育てをしている親たちが悩みを相談できる機会も限られています。

### 【活動内容】

#### 子どもとの交流の場をつくろう

1. 親子で参加できる行事を作ろう。

### ◆活動の効果

いろいろな世代の交流が行われ、地域全体で子どもを育てる環境ができます。

#### （関係する団体）

自主防災会、老人会、育成会、自治会、  
民生委員・児童委員、小地域福祉活動、学校

## 活動目標⑤ **こころと体の健康づくりに取り組もう**

### 現状と課題

現代社会において、生活習慣病や心のストレスなどが問題となっています。町内では4つの公民館でラジオ体操をしています。また、ラジオ体操をする場所まで遠いから行けない方なども居ることから場所の確保やお世話をするリーダーの育成が課題としてあります。

病気予防のための取組や閉じこもりの予防など対策が分からないことや、ストレスを溜め込んでしまうなどの現状があります。

### 【活動内容】

#### こころと体の健康づくりをしよう

1. ラジオ体操や健康体操に参加し、地域での交流を深めながら、健康維持に努めよう。

### ◆活動の効果

笑いのある明るい生活ができます。

#### （関係する団体）

老人会、育成会、自治会、  
民生委員・児童委員、小地域福祉活動、学校、公民館

## 4 与原小学校区

### 活動目標① 気軽な声かけ 楽しい人の輪

#### 現状と課題

70歳近くまで働いている人が多くなっていることなどが影響して、諸団体のリーダーのなり手が見つからない。また、イベントなどへの参加者が固定化されている。隣近所の人付き合いが希薄になり、人と関わりを持ちたくない人が増えている。サロンの参加者も減少し、独居者の見守りが十分に出来ていない。

#### 【活動内容】

##### 自治会、小地域、老人会等の役員の担い手、支える人の育成をしよう

##### 1. 人材育成について次世代へのアプローチを検討します。

（例：役員をしている人と一緒に次の人の所へ頼みにいく、サロンや定例会等の実際の活動に参加してもらう）

#### ◆活動の効果

役割を持って参加してもらうことで理解が進み、継続的な参加につながります。輪の中心となる人からの口コミが人を集める力が強いので、核になる人に協力いただき参加者増加につながります。

#### （関係する団体）

自治会、老人会、小地域福祉活動、  
民生委員・児童委員、育成会、青年会、ボランティア団体

## 活動目標② 互いに理解できる地域交流

### 現状と課題

認知症などの病気への理解が少ない人がいることなどの影響で、地域へ出る事に消極的になっている人がいる。色々な人と交流したい気持ちはあるが、交流の場がないため、地域で助け合いができていない。また、地域の公民館が利用しにくく、集える場所がない。

### 【活動内容】

#### 認知症を理解しよう

1. 脳トレ教室や認知症に関する講座に積極的に参加しよう。
2. サロン等の身近な場で学ぶ機会を増やしましょう。

#### 独居者の見守りを充実させよう

1. 隣近所の人への気配りを意識しよう。

#### 交流できる居場所をつくろう

1. 気軽に集える居場所を増やす方法を検討しよう  
（例：公民館の利用促進等）

### ◆活動の効果

例えば、認知症（介護）の場合は『なの花』という相談にも乗ってくれる団体がありますが、そのような団体と一緒に小地域等の活動をしたり学習会をしたりすることでお互いの理解や参加者の増加につながります。

隣近所への気配りから自然な交流が生まれます。

#### （関係する団体）

自治会、老人会、小地域福祉活動、  
民生委員・児童委員、育成会、青年会、ボランティア団体

## 活動目標③ 体験型地域交流の場を作ろう

### 現状と課題

共働き世帯の増加などにより親が子どもと関わる時間が減少し、食事も1人でする子どももいる。また、育成会などの地域活動にも参加する時間をとりづらく、子どもが社会体験をする機会が少なくなっている。また、習い事をする子どもが増え、外で遊ばなくなったり、ボランティアをすることも少なくなったりしている。地域で子育て支援を企画しても子育て世代の参加が少なく、そのニーズが反映されづらい状況にある。

### 【活動内容】

#### 子どもと関わりをつくろう

1. 育成会等、子どもと一緒に活動する事を検討しよう。

### ◆活動の効果

共働きの世帯が増え、仕事が忙しく中々地域と交流が困難な状況から、子どもの地域交流を通して親世代と地域が交流できるようになります。

子どもは昔の遊び等が学べ、高齢者は子どもに教えることで刺激になります。将来的な地域の担い手になる可能性があります。

#### （関係する団体）

自治会、老人会、小地域福祉活動、  
民生委員・児童委員、育成会、青年会、ボランティア団体、学校



## 活動目標④ さそい合って参加しよう

### 現状と課題

少人数で集まり交流する場がないので、趣味活動などがしづらい。また、健康づくりとなるボランティアをしたい人がいても、それを受けたい人とつなげる場やその情報を伝える手段がわからない。健康などの講演会等は参加したいが開催場所が遠い。食事や栄養などについて知る機会がない。個人運動をしても継続しない。また、グループで運動できるような集まりがない。

### 【活動内容】

#### 趣味や生きがいづくりができる環境を作ろう

1. （成果について）発表・報告する機会を作ろう。  
（団体やサークル・制度などを活かして）

#### 健康づくりを促進しよう

1. 仲間と一緒に運動を始めよう。
2. ラジオ体操や健康体操等の現在ある活動に参加しよう。

### ◆活動の効果

仲間と一緒に参加することにより、より楽しく、より継続した参加となり、その結果、仲間と一緒に健康でい続けられます。

発表する機会を得ることで励みとなり、その発表を見る人への情報伝達の場となります。

#### （関係する団体）

自治会、老人会、小地域福祉活動、  
民生委員・児童委員、育成会、青年会、ボランティア団体

## 5 片島小学校区

## 活動目標① 防災・防犯の意識づくりをしよう

## 現状と課題

防災について関心が薄く、町の防災マップはあるが、説明を受けていないので内容がわからない。避難行動要支援者台帳に登録しても、実際の災害時には、避難の援助を頼みづらいので、地域で防災について話し合う場が必要。また、地域に子どもに声かけをしたくても、不審者に間違われたり、認知症で一人歩きをしている方も多いが声をかけにくかったり、対応が難しい。

## 【活動内容】

## 防災意識を高めよう

1. いろいろな災害を想定した学習会を実施して避難場所や避難のタイミング、避難支援のやり方を学びます。
2. 避難訓練に参加して避難時に必要なことを確認します。
3. 防災について消防団と連携した取り組みをすすめます。

## 安全な地域をつくろう

1. 防犯カメラの設置を推進して犯罪に強い地域をアピールします。
2. 地域で積極的に地域行事の参加やあいさつをして顔見知りの関係づくりを強化します。
3. 子どもの犯罪被害の防止のため保護者の意識を高めます。

## ◆活動の効果

地域住民の防災意識が向上し、災害時に適切な行動ができるようになります。犯罪の未然防止が強化されます。

## （関係する団体）

自治会、老人会、PTA、育成会、消防団、天神神楽団、民生委員・児童委員

## 活動目標② イベントで地域を盛り上げよう

### 現状と課題

昔は色々な行事があって人が集まっていたが、忙しくなったり、煩わしくなったりして、集いの場が少なくなった。地域の公民館が遠く、体の不自由な方や高齢の方は、行きたくても行きづらくなった。

### 【活動内容】

#### 地域で集まる目的をつくろう

1. 片島っ子まつりを継続・拡大し地域が一体となったお祭りにします。
2. 地区対抗の世代交流スポーツ大会を開催します。（グラウンドゴルフなど）
3. 地域食堂などのみんなが集まれる居場所をつくります。
4. お宮行事（すもう大会、おこもりなど）を活性化します。

### ◆活動の効果

片島校区に賑わいが生まれます。

学校と地域の絆の強さをPRすることで、片島小学校の魅力を伝えることができます。

地域の交流や世代間交流が活発になり地域が活性化します。

#### （関係する団体）

PTA、自治会、育成会、学校、消防団、  
天神神楽団、民生委員・児童委員、地域の関係機関

### 活動目標③ 地域で子どもを育てる意識をもとう

#### 現状と課題

育成会活動を親が共働きなどにより忙しくなり、めんどうだと感じるが増えてきた。また、子どもの遊ぶ場所が、いろいろな規制により少なくなっていることで、外で遊ぶ場所がなくなり、子供同士で遊ぶ機会が減ってきている。

#### 【活動内容】

##### 子どもの成長を支援しよう

1. 学校のふるさと学習などで昔の遊びや昔の話で子どもと高齢者の交流を図ります。
2. 育成会活動など子どもたちが自分で活動の内容を決められるように支援します。
3. 子どもの遊び場を確保します。

#### ◆活動の効果

子どもたちの自主性が育まれます。  
子どもたちの郷土愛が深まります。

#### （関係する団体）

おやじの会、老人会、自治会、民生委員・児童委員、学校

## 活動目標④ **楽しみながら健康づくりをしよう**

### 現状と課題

農作業や運動など体を動かす機会が少なくなっている。畑で作った新鮮な野菜などを食べる機会も減り、食についても学習する機会はほとんどない。また、地域行事への参加もわずらわしく、外出して人と交流する機会も減っている。

### 【活動内容】

1. 男の料理教室を開催します。
2. 季節ごとに地域の名所コースや防災コースなど散歩コースをつくります。
3. ウォークラリー大会を開催します。
4. 地域でラジオ体操を促進します。

### ◆活動の効果

地域のコミュニケーションが深まり健康にもつながります。

（関係する団体）

自治会、老人会、育成会、民生委員・児童委員

## 6 白川小学校区

活動目標① **多くの人の地域活動への参加を図り、人づくりを進め、誰でも気軽に声かけできる住みやすい地域を作ろう**

### 現状と課題

小地域福祉活動や老人クラブ、区長や民生委員など、同じ人が何役も担っており、特定の人たちしか地域活動に参加しないあるいは参加できない状況となっている。

地域での交流の必要性を感じていない人も多く、新たな関係が広がりにくく、人づくりが進まない。また、周囲の人に頼みごとをしづらい、迷惑をかけたくないという思いがあり、人々の交流が広がらない。

### 【活動内容】

#### 地域の団体活動者が連携して住みやすい地域にしよう！

1. 白川福祉連絡会の活動を強化し、拡大と継続を図ります。
2. 任期のある役目が終わっても、継続して各団体に所属し、参加者が増え続ける地域にしよう。
3. それぞれの団体が所有する情報をできるだけ共有し、活動を活性化しよう。

#### 防災を通じて地域の安全と安心を守ろう！

1. 区の垣根を越えて近隣地区で協力し合い、SOSお助け隊活動を校区内に広げよう。
2. 防災の学習会を定期的に行い、避難訓練や炊き出しの訓練を実施しよう。
3. 気軽に避難所に行くことができ、避難所に来て良かったと思えるような雰囲気作りをしよう。

#### 世代を超えて人々が交流する地域を作ろう！

1. 回覧板で、地域の各団体の活動内容や活動趣旨を広報し、身近に感じてもらえるようにしよう。
2. 既存の団体を存続させつつ、新たに井戸端会（仮称）を結成し世代を超えた女性同士の交流を増やそう。
3. 普段のあいさつに近況報告を付け加えて、ご近所の状況が把握できる関係を続けよう。
4. 白川小学校の運動会を地域の運動会として盛り上げよう。

◆活動の効果

声をかけた人も声をかけられた人も、お互いを気にかけて合える地域へとつながります。

子どもや高齢者、男性や女性など分け隔てなく助け合える環境ができます。

普段から多くの人と支え合うことで、住民一人ひとりの負担が減り、「お互い様」という気持ちが生まれます。

（関係する団体）

自治会、小地域福祉活動、老人会、育成会、  
PTA、学校、民生委員・児童委員、消防団、駐在所など

活動目標② **みんなが楽しく元気になる活動に参加し、健康が長  
続きする地域づくりをしよう！**

**現状と課題**

健康のために適度な運動をするにも、一人で続けることは難しい。地域に共通の趣味を持った人がいるかどうか分からず、誘いつらさもある。また、公民館に集まろうとしても距離が遠く、交通手段がないのも躊躇する要因のひとつとなっている。体調管理や食事コントロールについても、気軽に相談できる場が必要である。

**【活動内容】**

**楽しみを見つけて一緒に活動できる人たちと集まろう！**

1. 西部公民館を有効活用し、いろいろな講座に参加して顔見知りや同じ趣味を持つ仲間を増やそう。
2. 花植え運動に参加し、それぞれの季節に応じた花を育てて、環境美化も進めよう。
3. 声を掛け合って、健康サロンに集まろう。

**食事や体調管理のことを相談できる地域を作ろう！**

1. 専門職による定期的な健康相談日を設け、血圧や体調に関する記録を継続して残そう。
2. ご近所同士でラジオ体操に参加し、周りの人と協力しながら健康維持に努めよう。
3. 地元の食材を使用して、男性や子どもも参加しやすい料理教室を開催し、孤食を予防しよう。

**ご近所同士でお出かけできる環境を作ろう！**

1. 福祉・医療施設等と連携し、地域で交流する活動を活性化しよう。
2. 白川福祉連絡会で白川校区ならではのウォーキング祭りを実施して、みんなが体力維持に努めよう。
3. 白川福祉連絡会と協力し、白川地区で余った農作物を安く売買できる場（仮称：白川マルシェ）を作ろう。



◆活動の効果

人と集まることで閉じこもりを防ぎ、会話を増やし、心と体の健康維持ができます。

いろんな活動を通して人の役に立つことで、生きがいができ、人の輪が広がります。

仲の良い人ができることで元気になり、食事をおいしく食べることができます。相談相手ができることで、考え方の柔軟性が育まれ、不安解消へとつながります。

（関係する団体）

自治会、小地域福祉活動、老人会、  
白川福祉連絡会、民生委員・児童委員、食生活改善推進会、福祉・医療施設など

## 第7章 計画の推進方法

### 1 計画の普及啓発

本計画は、地域福祉の基本方針を定めたものであり、福祉のまちづくりを推進するためには、住民や関係団体等に計画の内容を知っていただき、町、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、自治会、老人クラブ、育成会そして住民が協働することが必要です。

このため、「広報かんだ」やパンフレット、ホームページ等の媒体を使い、計画の周知、浸透を図ります。

### 2 町と社会福祉協議会との連携

この計画は、町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」、地域住民が策定する「地区福祉計画」を一体的に策定したものです。

そのため、この計画を推進するにあたっては、町と社会福祉協議会が緊密に連携を取りながら、地域に根ざした取り組みを推進していくよう努めます。

### 3 計画の実践と進行管理

この計画は、地域福祉全般に関わる計画であり、推進に際しては、町の関係各部署や社会福祉協議会が連携し、同一の方向性を持って進めていくことが重要です。

このため、実務者会議において各部署における進行状況を把握し、学識経験者等で組織する地域福祉推進委員会の助言を受けながら進行していくよう努めます。

また、地区福祉計画の進行については、実務者会議で実施状況を確認し、地域活動のサポートを行います。

なお、計画期間の最終年度は、各計画の総括と新計画の作成期間とします。

## 資料編

### 1 用語一覧

#### あ行

##### ▼移動サロン

近所にスーパーや商店街がなく、車両を保有していない世帯を対象に、ワゴン車等を活用し、ご自宅からスーパー等まで送迎する事で、外出の機会や他者との交流の機会を提供する取り組みです。

##### ▼NPO

NPOとは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(注)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。

NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

##### ▼お宝探し

隣近所とのあいさつやお茶飲み等、日常何気なく行われている交流に意味づけしてみると、ゆるやかな見守りや情報交換に繋がっており、地域の支え合い活動として位置づけることが出来ます。このような特段意識しないで行っている支え合いを「お宝」と呼び、この「お宝」を探し大切に育むことで、誰もが住みよい地域づくりへの基盤づくりを進めます。

##### ▼おたすけ虹の会

「ちょっと誰かに手伝ってもらえたら助かるけど…」といった高齢者や障がいがある方等に利用会員として登録していただき、掃除、食事の支度、草取りやゴミ出し等のお手伝いを協力会員が行なっている有償のボランティア団体です。

**か行****▼苅田町青少年育成町民会議**

次代を担う青少年の健全育成を図るため、自主的で民主的な青少年団体やグループなどを育成し、青少年がすすんで参加することを奨励しています。

子どもたちにとっての危険な箇所、有害となる環境の排除や社会体験や自然体験を通して「自ら学び自ら考える力」や豊かな人間性などの「心を育てる生きる力」を育むことを目的とし、関係機関や団体と密接に連携しながら地域住民と協力して活動をしています。

**▼協議体**

日々の暮らしの中にある様々な困り事や悩みを話し合いながら、意見やアイデアを出し合い、解決に向けて支えあいや助け合いを進めていく場のことです。

**▼きょうだい会**

兄弟・姉妹に、障がいのある人がいる人の事を「きょうだい」と呼び、同じ立場にある「きょうだい」同士が集い、胸の内に抱える不安や悩みを共有したり、心の負担の軽減を図る事を目的に設立された会です。

**▼権利擁護**

市民であれば当然守られるべき法的利益さえ侵害されている当事者の立場を擁護し、侵害されるおそれのある当事者の生活を支える手立てを講じようとするものを意味します。

**▼子ども食堂**

地域のボランティア等が子どもやその親、および地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組みです。孤食の解決、子どもと大人たちの繋がりや地域のコミュニティの連携の有効な手段として各地に取り組みが広がっています。

**さ行****▼支えあい会議**

住民の支え合いマップを活用し、一人暮らし高齢者等が、「体調を崩していないか」「地域から孤立していないか」等を把握する中で、見守りが必要な人がいたら、その方の情報を関係者間で共有し、福祉問題の早期解決を目指す事を目的に開催しています。

### ▼社会福祉法人

公益性と非営利性を備えた法人であるため「地域における公益的な取り組み」の実施が責務化されています。社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では充分に対応できない方々への支援の必要性が高まっています。そのため、各社会福祉法人が専門分野の知識や経験を活かし連携することで、「制度の狭間の問題」を含むさまざまな福祉ニーズに対応するための連絡会です。

### ▼小地域福祉活動

行政区を活動範囲にそこに生活する住民が、地域の福祉問題を自分たちの問題としてとらえ、子供からお年寄りまで、また健康な人も病気の人も、障害のある人もない人も、共に安心して豊かに、住み慣れた地域社会で生活できるような福祉の力を一緒に作りあげていこうとする活動です。

### ▼消費者安全確保地域協議会

消費生活上特に配慮を要する消費者（高齢者等）の消費者被害を防ぐため、地域団体や警察、消費生活相談員などと連携した見守りをする協議会のことです。荻田町では、見守りネットワーク協議会を母体に消費者行政担当、相談員、警察で組織されています。

### ▼成年後見制度

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

### ▼生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保などの資源開発。関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなどネットワークの構築。地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングなどを行います。

### ▼生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、支え合い活動が活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

**た行****▼つながり隊（協議体）**

地域住民が主体となり、地域の支え合いを発展させ、地域づくりを進める話し合いの「場」の事です。自分たちの地域がどうすれば安心して住み続けられる地域になるかについて、10年先20年先を見た地域づくりを考えて行きます。

**な行****▼日常生活自立支援事業**

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

**▼認知症カフェ**

認知症の人とその家族や地域住民が集い交流する事で、認知症の人とその家族が住みなれた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活ができるよう、また地域住民の認知症に対する正しい理解を深める事を目的に開催されています。

**▼認知症サポーター**

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けを行い、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。

認知症サポーターに期待されることは、下記の4つがあります。

1. 認知症に対して正しく理解し、偏見をもたない。
2. 認知症の人や家族に対して温かい目で見守る。
3. 近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践する。
4. 地域でできることを探し、相互扶助・協力・連携、ネットワークをつくる。

**は行****▼バリアフリー**

障がい者、高齢者、児童、妊産婦などをはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻むさまざまな障壁を取り除くことを意味します。

### ▼徘徊高齢者等SOSネットワーク

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者の方などが行方不明になった場合に、事前に登録されている方を早期に発見できるように、行橋警察署をはじめ、地域の関係機関（社会福祉協議会、区長連合会、民生委員・児童委員協議会）などの協力により搜索活動を行なっています。

### ▼避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児など災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、とくに避難時に支援が必要な人を避難行動要支援者といいます。改正災害対策基本法に基づき、国は市区町村に避難行動要支援者の名簿づくりを義務づけ、要支援者ひとりひとりの個別支援計画をつくるよう求めています。

### ▼ふくおかライフレスキュー事業

「今日明日食べるものがない」「電気・ガス・水道が止められた」「失業した」「介護、障害の悩みがある」「虐待やDVを受けている」など、地域で暮らす様々な方からの相談に、各施設に配置されたサポーターが実際に現場に行き、自分の目と耳で確認しながら対応し、各種制度やサービスに繋ぐ等、生活が安定するまでの支援を行います。また、緊急の場合は、食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助（現物給付）も行います。

### ▼福祉教育

福祉教育とは、社会福祉問題についての学習や、高齢者や障がい者等との交流の機会を通じ、お互いに助け合うことの大切さを感じ、地域で暮らす一人として何が出来るのかを考え、行動するための力を育む教育の事です。

### ▼ふれあいいいききサロン

小地域福祉活動のひとつで、家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者・子育て中の親たちが、地域の公民館に集い、ふれあいの機会を作る事により、孤立感・孤独感の解消を図ると共に、助け合いや支え合いの気持ちを育む活動です。

**ま行****▼民生委員**

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

**や行****▼有償ボランティア**

一般的にボランティア活動の性格として、「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」等があげられます。しかし、無償である事で支援される側の心に負担があるといわれています。有償ボランティアとは、その負担をなくすために定額の報酬を受け取り、支援する側とされる側の対等性を保とうとする活動です。

**▼ユニバーサルデザイン**

「すべての人のためのデザイン」を意味し、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて年齢や障がいの有無に関わらず、最初から出来るだけ多くの人々が利用できるようにデザインすること、またはデザインされたものを意味します。



## 2 地域福祉推進委員会名簿

番号	選出区分	団体名等	氏名	備考
1	保健・福祉関係者	身障者福祉会	羽 廣 穎 人	
2		老人クラブ連合会	甫 水 金 次 郎	
3		民生委員・児童委員協議会	高 城 義 行	副委員長
4		民生委員・児童委員協議会	高 村 保 六	
5		ボランティア連絡協議会	植 村 憲 子	
6		白川保育園	井 中 く み	
7		社会福祉協議会	福 山 直 樹	
8		ケアマネ協議会	谷 口 洋 一	
9	教育関係者	苅田第一幼稚園	和 田 誠	
10	学識経験者	福岡県立大学	村 山 浩 一 郎	委員長
11		区長連合会	柿 本 晃	
12		区長連合会	堀 正 勝	
13	関係行政機関	京築保健福祉環境事務所	森 田 文 久	
14	町長が必要と認めるもの	おたすけ虹の会	中 井 清 美	
15		NPO法人くらしサポートこらぼ	九 十 九 真 知 子	

(平成31年3月31日策定時名簿)

## 3 計画策定の経過状況

日付	項目	内容
平成29年 7月27日	地域福祉計画実務者会議（第1回）	地域福祉計画について 地域福祉計画策定方針 地域福祉計画策定の進め方
〃 9月26日	地域福祉計画実務者会議（第2回）	他市町村の地域福祉計画について 策定スケジュールについて 作業部会の設置について 地域福祉計画策定の進め方について
〃 11月22日	地域福祉計画実務者会議（第3回）	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業について
平成30年 1月30日	地域福祉計画実務者会議（第4回）	各団体への事前説明について 地域福祉ネットワーク協議会（仮称）について
〃 3月27日	平成29年度地域福祉推進委員会	地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について 地域福祉計画および活動計画の見直しによる諮問について 策定スケジュールについて
〃 4月20日	地域福祉計画実務者会議（第5回）	各団体へのヒアリング、アンケートの実施について ワークショップについて
〃 4月23日	地域福祉推進委員会（第1回）	地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について 各団体へのヒアリング、アンケートの実施について ワークショップの実施について
〃 5月10日 ～ 6月12日	団体アンケート、ヒアリング実施	町内50団体にアンケート、ヒアリング実施
〃 6月 1日	地域福祉推進委員会（第2回）	団体ヒアリング、アンケート中間報告 ワークショップについて
〃 6月15日	模擬ワークショップ	役場、社協職員対象
〃 6月24日	ワークショップ1日目 （苅田、馬場、南原）	自分が地域で取り組んできたこと（よかったこと、問題点） を出し合う
〃 7月 1日	ワークショップ1日目 （与原、片島、白川）	
〃 7月 8日	ワークショップ2日目 （苅田、馬場、南原）	テーマごとに地域の現状と問題点を出し合う 「現状と問題点」の原因を出し合う
〃 7月15日	ワークショップ2日目 （与原、片島、白川）	
〃 7月22日	ワークショップ3日目 （苅田、馬場、南原）	問題点について地域で「やるべきこと」、「やりたいこと」 を決める
〃 8月 4日	ワークショップ3日目 （片島）	
〃 8月 5日	ワークショップ3日目 （与原、白川）	
〃 9月 4日	地域福祉推進委員会（第3回）	団体ヒアリング、アンケートの結果について ワークショップの結果と地区福祉計画作成の進め方について 地域福祉セミナーの開催について
〃 10月 4日 10月11日	白川地区福祉計画作成	
〃 10月11日 10月26日	与原地区福祉計画作成	

資料編

日付	項目	内容
平成30年10月16日	地域福祉計画実務者会議（第5回）	団体ヒアリング、アンケートについて ワークショップの結果について 地域福祉計画書（案）について
// 10月17日 10月24日	馬場地区福祉計画作成	
// 10月17日 10月31日	南原地区福祉計画作成	
// 10月19日 10月26日	苅田地区福祉計画作成	
// 11月 2日	地域福祉推進委員会（第4回）	地域福祉計画書（案）について 地区福祉計画について 地域づくりセミナーの開催について
// 11月 3日	片島地区福祉計画作成	
// 12月18日	地域福祉計画実務者会議（第6回）	地域福祉計画について 地区福祉計画について 地域づくりセミナーについて 地域懇談会について
平成31年 1月16日	苅田小地域懇談会	地区福祉計画報告
// 1月17日	地域福祉推進委員会（第5回）	地域福祉計画書（案）について 地区福祉計画について パブリックコメントについて 地域による住民ワークショップ（懇談会）について 地域づくりセミナーについて 計画書の名称（案）について 諮問に対する答申案について
// 1月18日	馬場小地域懇談会	地区福祉計画報告
// 1月19日	白川小地域懇談会	地区福祉計画報告
// 1月26日	片島小地域懇談会	地区福祉計画報告
// 1月26日	与原小地域懇談会	地区福祉計画報告
// 1月26日	南原小地域懇談会	地区福祉計画報告
// 2月16日	苅田町地域づくりセミナー	地域福祉計画の概要について 地区福祉計画の報告 報告のまとめ
// 3月11日	地域福祉計画答申	

第2次苅田町地域福祉計画  
第4次苅田町地域福祉活動計画

発行：平成31年3月

発行者：苅田町 地域福祉課

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町 1-19-1

TEL：093-434-1039（直通） FAX：093-435-0023

苅田町社会福祉協議会

〒800-0314 福岡県京都郡苅田町幸町 6 番地 91

（パンジープラザ内）

TEL：093-434-3641 FAX：093-434-4343